

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年2月20日

時 間：午前10時00分

大槻町北公民館

開 議 午前10時

出席議員（15名）

議長	猪狩利衛君	1番	黒沢英男君
2番	山本育男君	3番	中野正幸君
4番	渡辺英博君	5番	高野泰君
6番	宮本皓一君	8番	高橋実君
9番	堀川一也君	10番	猪狩弘二君
11番	渡辺三男君	12番	塚野芳美君
13番	渡辺起代一君	14番	関友幸君
15番	三瓶一郎君		

欠席議員（1名）

7番 渡辺晁君

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
健康福祉課長	渡辺清治
生活環境課長	緑川富男

税務課長	阿久津	守	雄
産業振興課長	小坂	和	弘
都市整備課長	郡山	泰	明
出納室長	遠藤	博	美
教育総務課長	橋本	昇	昇
生涯学習課長	高野	善	男
総括保育所長	松本	哲	朗
健課長 福祉課長	伏見	克	彦
生課長 活環補境佐	渡辺	弘	道
都課長 市長 整補備佐	三瓶	保	重
主幹兼いわき所長	林		修
大玉所長	三瓶	雅	弘
環境省福島除染推進チ一ム長	森谷		賢
環境省福島除染推進チ一ム	松永	暁	道
環境省放射性汚染対応特措法一ム	百瀬	嘉	則
内閣府原子力災害対策本部原子力被災者支援放射線班室長	高畠	昌	明
J A E A 福島全事 技術本部福島全事 環境センタ一参	小林	純	一
J A E A 福島全一 技術本部福島全一 環境センタ一	操上	広	志

職務のための出席者

事務局長	角	政	実
事務局庶務係長	原	田	徳
			仁

付議案件

1 国による本格除染について

- (1) 富岡町における除染モデル実証事業の結果速報について
- (2) 除染ロードマップ及び中間貯蔵施設の基本的な考え方について
- (3) その他

2 富岡町災害対策本部に関する業務の執行状況について

- (1) 各班における災害対策業務の執行状況について
- (2) その他

3 その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（猪狩利衛君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 異議なしと認めます。

よって、公開に決しました。

ここで、付議事件の議題等について変更がありますので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（角 政実君） おはようございます。議題等の変更について申し上げます。

さきに議員の皆様にお知らせしました本日の全員協議会における付議事件1の国による本格除染につきましては、1番目に除染中間貯蔵施設のロードマップについて、2番目に富岡町における本格的な作業の進め方について、3番目に除染モデル実証事業の報告についての順番でご説明いただきべくご案内申し上げましたが、本日はお手元に配付いたしました会議次第のとおり、先に富岡町における除染モデル実証事業の結果速報についてを説明いただき、次に除染ロードマップ及び中間貯蔵施設の基本的な考え方についてをご説明いただくことになりました。

以上、変更させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 付議事件に入るに先立ち、町長よりあいさつを求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。皆様には朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、国による本格除染について並びに各班の災害対策業務における執行状況についてであります。本格除染につきましては、平成23年3月

11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が昨年8月に公布され、基本方針や政省令の整備、国が除染等の措置等を実施する除染特別地域の指定等を経まして、ようやく本年1月1日に全面施行されたところであります。これらにより、除染特別地域は現在の警戒区域及び計画的避難区域に相当する地域が指定され市町村長等の意見を徴収し、環境大臣が除染等の措置等の実施に関する特別地域内除染実施計画を策定し、環境省が除染を進めていくこととなっております。このことを踏まえ、本日議員各位と情報の共有を図るため、環境省より除染特別地域の除染ロードマップ等について全員協議会において説明を受けることとした次第であります。質疑時間を設けておりますので、議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げます。

続きまして、各班の災害業務における執行状況等についてであります。まず、原子力事故の状況についてであります。昨年12月に事故収束が宣言されましたが、計器の故障が起こるなど依然として事態の収束は見られておりません。いまだ事故の全容解明がなされず、多くの町民は不安を感じております。国、東京電力に対しては、事故収束に向け全力を注ぐよう要望してまいります。

また、今回の事故により原発事故に対し、注目が集まっているものの、事故そのものを初め、我々が避難していることすら徐々に忘れ去られようとしております。国民に対する風化への対策が今までに増して重要となっております。私たちの置かれている状況、実態の理解を求めていくことも大切であると考えております。

また、前段で環境省のほうから説明があると思いますが、国は現在の避難区域を年間被爆線量により3区域に分け、除染により線量が低下した場所から段階的に住民の帰還を進めようとしております。これにより我が町は3区域に分断されることになりますが、こうした指定区域の見直し論のみが先行し、見直しの前提となる放射線量の安全性、さらには軽線量地域、高線量地域における除染方法や工程が明確化されていないばかりか、避難や防火対策についても不透明であります。

このような中、町として住民感情及び生活実態に配慮しながら、期間等に関する合意形成を図っていくことが今後の重要課題となっております。また、借り上げ住

宅の支援などは、本年3月31日で新規借り上げを行わないこととする方針が示されるなど、避難生活における生活支援がなおざりにされつつあります。賠償問題についても、中間指針以降、賠償方針が明確化されず、財物の補償等十分な対応がなされておりません。これらのことについても今後とも国、東京電力に対しましては、これら生活支援の継続強化、十分な賠償を強く要望してまいります。

また、各班における具体的な災害業務における執行状況につきましては、担当課より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（猪狩利衛君） それでは、早速付議事件に入ります。

（1）番といたしまして、富岡町における除染モデル実証事業の結果速報についてを議題といたしたいと思います。

福島除染推進チーム長、森谷さんよりごあいさつをいただき、1番のモデル事業についての説明を求めたいと思います。

環境省森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 富岡町議会の議員の皆様、おはようございます。私、去る昨年の8月より福島除染推進チーム長として福島に駐在しております。1月からは、先ほど遠藤町長からお話のあったとおり、特別庁が施行されたことに伴い、福島市内に福島環境再生事務所が開設されました。私は、その事務所の代行も務めております。どうぞきょうはよろしくお願ひいたします。

まず、事故発生以来、富岡町町民の皆様方には避難をしていただくことになりまして、大変ご不便な生活を長く続けられることに対して深くおわび申し上げたいと思います。私ども除染を少しでも進めることによって、この事態が少しでも解消できるように努めてまいりたいと思います。また、これまで議員の皆様方に直接お話しする機会がなかったこと、大変申しわけなく思っております。きょうは、先ほどご紹介があったテーマについてご説明申し上げたいと思いますが、最初の議題であります除染のモデル事業、これにつきましては、昨年秋から内閣府によって推進されております。事業そのものは、私ども環境省が継承していくわけですけれども、きょうはその件につきましては、内閣府の高畠室長からご説明をお願いいたします。その後除染のロードマップ、これは1月26日に環境庁が発表したものでござ

います。そして、去る昨年10月29日に発表いたしました中間貯蔵施設等についての基本的な考え方、これもあわせて高畠さんの後に私のほうからご説明申し上げて、議員皆様方からのご質問等にお答え申し上げていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） それでは、除染モデル実証事業に関することについて、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム、放射線班室長、高畠昌明さんから説明を求めます。

高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 内閣府の原子力被災者生活支援チームの高畠と申します。本日は、このようなご説明の機会を設けていただきまして大変ありがとうございます。また、事故発生以降、皆様には苦難の多い避難生活で大変恐縮でございます。我が内閣府としても、何とかこの除染事業を成功させるべく、今回昨年の秋から除染モデル事業を開始をいたしたところでございます。本日は、このモデル実証事業について、まだ最終的に終了しているというわけではありませんが、途中経過ということでご報告をいたしたいと思っております。お手元の資料1をごらんください。お手元の資料1です。最初1ページ目から6ページ目までは、以前……

○議長（猪狩利衛君） 済みません、腰をおろして説明していただきたいと思います。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 1ページ目から6ページまでは、昨日議員の皆様方に現地をご観察いただいた際に使った、あの資料でございます。資料7ページ目、8ページ目、9ページ目が今回の暫定的な除染結果のご報告ということでございます。

最初に、さらっと前回現地観察いただいたところにおいてモデル事業をご説明しましたが、簡単にご説明したいと思います。本事業はですね、内閣府からJAEAに委託をする形で3つのグループ、大成ジョイントベンチャー、鹿島ジョイントベンチャー、大林ジョイントベンチャーというこの3つのグループを企画公募により選定いたしまして、実施しているところであります。富岡町におかれましては、鹿

島JVのもとで事業を実施をしているところでございます。

2ページ目でありますが、対象エリアですが、夜の森公園周辺9ヘクタールと、あと富岡第二中学校3ヘクタールという2カ所で実施をしております。この写真のオレンジ色のところが仮置き場、一時保管場所ということで進めているところでございます。

3ページ目、4ページ目をごらんいただきたいと思います。夜の森公園は、地上からの1メートル空間線量率が2.8から15.4マイクロシーベルトパー・アワーというところで、航空機モニタリングで見ても大体50ミリシーベルトパー・イヤー、年間50ミリシーベルトの近辺ということでございます。あと富岡第二中学校でありますが、これも地上から1メートルの空間線量率が0.9から13.9マイクロシーベルトパー・アワー、年間にするとやはり航空機モニタリングの中では50ミリシーベルトパー・イヤーの近辺ということでございます。

5ページ目、6ページ目をごらんください。各対象ごとに適切な除染手法を用いて除染のモデル事業を進めているところであります。まず、桜並木でありますけれども、こちらのほうは富岡町のシンボルということで、樹木の伐採はしないということを念頭に、樹木の幹の洗浄、あと下草刈りあるいは表土のふき取りというところを中心に進めております。宅地の部分でありますが、これも幾つかの技術を活用して進めているところであります。屋根におきましては剥離剤を使用する、あるいはブラッシングを行うというところで進めております。インターロッキングにおいても高压洗浄を適用しているということでございます。道路及び大型建物であります、こちらも施工性や作業効率なども検証しながら進めておりまして、道路については機能回復者による高压洗浄、その洗浄水の回収ということで進めております。また、大型建物の屋上については、ポリッシャーによる除染という形で進めております。あとグラウンドについては、基本的に表土のはぎ取りということで進めております。表土から3センチ程度のところにですね、ほとんどのセシウムが蓄積されているということで、この3センチをいかに効果的にはぎ取っていくかというところで、その方法、技術を確立していきたいというふうに思っています。

7ページ目から除染結果の暫定的な報告でございます。これは、まだ除染事業終

了しておりませんで、最後に終了した後、面的な測定と事後モニタリングというものをしましてですね、最後確定をしたいと思っておりますが、今回ご紹介するのは、各手法ごとにその除染をする前と後でどの程度線量率が、あるいは表面密度が下がったかということをご紹介したいと思っております。まず、公園でございますが、桜の木の表面、こちらについては水洗浄やブラシ洗浄をいたしました。表面洗浄率で大体2割程度、汚染密度で5割程度の低減率が見られましたが、詳しくは今評価分析をしているところでございます。

グラウンドの表土につきましては、やはりこの表土のはぎ取りというのは相当ある程度効果が高いということがわかりまして、表面の空間線量率では66%の低減、表面線量率、1センチメートルの表面の線量率と表面汚染密度につきましても、8割以上の効果があったところでございます。

一方、宅地でございますが、屋根と家屋の中の土間コンクリートについて計測をしたものをお出しをいたします。屋根については、先ほど言ったとおり水洗浄やブラシ洗浄、あるいは剥離剤等を使って除染をしましたが、低減率は3割程度と、表面線量率の低減率が3割程度、汚染密度も34%という形でございました。

あと土間のコンクリートでございますが、ここは高圧水洗浄いたしましたが、空間線量率では1割程度の低減率、表面線量率、表面汚染密度についても3割から4割程度の減少が見られたところでございます。

あと道路でございますが、夜の森北一丁目のアスファルト舗装道路につきましては、高圧洗浄を中心実施をいたしました。一部キャビテーションジェットという細かい気泡をぶつけて、表面から汚染物質をはぎ取るというようなことも試行してみましたが、高圧洗浄とこのキャビテーションジェット、余り効果的には変わらなかつたということでございます。空間線量率1メートルのところでは約1割程度の低減率、表面線量率と表面汚染密度も大体3割から4割、5割程度の線量低減率でございました。

一方、夜の森北二丁目のアスファルト道路につきましては、ショットブラシと削り取りも含めて実施をいたしました。こちらのほうは空間線量率1メートルの高さでは46%、約5割程度の効果がありまして、表面線量率も76%、表面汚染密度につ

いては9割以上の効果が確認をできたところでございます。

次のページの大型建物のところでございますが、リフレ富岡におきましては、屋上部分につきまして、これも高圧水洗浄を実施いたしました。こちらのほうでいきますと、空間線量率1メートルの場合、その低減率47%、表面線量率は58%、汚染密度については83%の低減率が確認できました。あと壁につきましても、高圧洗浄で実施をいたしましたところ、表面線量率1センチでは33%、表面汚染密度につきましては63%ということでございます。アスファルトにおきまして、水洗浄をしてもなかなか下がらなかったわけですが、リフレ富岡の宿泊面の屋上では5割程度の低減率が見られたということで、この材質が微妙に低減率の差に影響しているのではないかと考えられるところでございます。

あと場所が移りまして、富岡第二中学校、校舎の雨どいとグラウンド表土、プールの底面とプールサイドにおいて除染を実施して、効果を見たところでございます。雨といにつきましては、ここは雨水がたまるということでホットスポットになっております。高圧水洗浄で洗浄したところ、表面占領率で44%、表面汚染密度で71%の低減率が認められました。

グラウンドの表土ですが、ここも切削機によるはぎ取りでございます。表土のはぎ取りは、やはり効果が高いということでございまして、空間線量率で67%の低減率、表面線量率、表面汚染密度についても8割から9割程度の線量低減が認められました。

プールの底面ですが、ここは高圧洗浄水と水切りワイパーで除染を実施したところでございます。これについてもですね、空間線量率1メートルでは6割から7割の除染低減率が確認されました。表面線量率、表面汚染密度も6割から9割の低減率が示されたところであります。これもプールの底面の材質が放射性物質がなかなか吸着しないような材質であったものと考えられます。一方、プールサイドでございますが、ここは空間線量率で1メートルで33%、表面線量率、汚染密度で7割から9割程度の効果が認められたところであります。プールサイドにつきましては、若干バックグラウンドの影響もあって、線量率がなかなか1メートル高さでは下がり切らなかったかもということも考えられるところでございます。今後です

ね、事後モニタリングを実施して、今月中には何とか結果報告をさせていただきた
いというふうに考えております。

次のページですが、最後に除去物の一時保管の場所への積み込みを実施しております。一時保管場所、夜の森公園のグラウンドの一画と、あと富岡第二中学校の一画につくっておりますが、現在荷物を、除去物を運び入れて、周りを遮へい用の普通の汚染されていない土を入れましたフレコンバック、白フレコンバックで囲いまして、一時保管場所をつくっているところでございます。

概要、以上のとおりでございます。どうもありがとうございました。

○議長（猪狩利衛君） それでは、説明が終わりましたわけですが、その前に紹介する際に「タカハタ」というようなことで紹介しましたが、「タカハタケ」だそうでございますので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

三瓶一郎君。

○15番（三瓶一郎君） よく説明はわかったのですけれども、2点ほど伺いたいのですけれども、この汚染物、汚染水などの設置仮置き場です、これを夜の森公園の真ん中に置くというようなことですけれども、富岡第二中学校の前に総合グラウンドあります……

○議長（猪狩利衛君） 話し中ですが、マイクを使ってください。

○15番（三瓶一郎君） もう一度申し上げますけれども、夜の森公園周辺の除染について、ここに書いてあるのは公園の真ん中に除染物を置いて、シートをかぶせるというようなことで措置されているわけですけれども、第二中学校の一画にもそういうものを置くということでしたけれども、これは町長に伺いたいのですけれども、総合グラウンドの今後の使用についてをお聞きしたいのですけれども、これはどうなのかということと、もう一点、一般家屋をやるときには、これはこの写真なんか見ますと、剥離剤の利用あるいはブラッシングなどして一般家庭もやるということですけれども、その辺について詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明

君) ご質問ありがとうございます。

汚染物仮置き場でございますが、今回町とも協議をいたしまして、仮置き場というよりは、一時保管場所という形で公園内あるいはグラウンドの中に設置させていただきました。どうしても仮置き場の場所がまだ住民等との話し合いの中で設置が難しいということでございまして、かと言いつつ、モデル事業あるいは除染が進まないということも難しい状況でございますので、とりあえずは公園の一画等に仮置きと、一時保管ということで置かせていただきました。今後町として仮置き場が決まった場合は、そちらのほうに搬入をすると。その後中間貯蔵施設ができれば、そちらのほうに搬入をするということで考えておるところでございます。

あと2つ目の質問でございますが、一般家屋で剥離剤なりブラッシングを行いましたが、剥離剤というのはジェル状の液体で、それを塗りまして、ある程度時間がたったところでそのジェル状のものが固まりますので、これをはがしていくというようなことで、そのはがしていくときに放射性物質がそこに吸着をすることができるということでございますので、それではがしていくという形であります。なるべく水を使わない除染というのもいろいろ手法として確立したいというところもありまして、この剥離剤であればメリットとしては水を使わずに、その剥離剤自体をごみとして扱うことができるということでございます。あとブラッシングについても、なるべく水を使わない形で洗浄剤を混ぜながら屋根をブラッシングでこすつていくわけでございますが、これにつきましてもその水も一緒に回収する形で、雨といを流れて落ちていきますが、それをうまく回収するような形で進めていきたいと。これによってある程度どれぐらい下がるのか、手法としてきちんと確立できるのかどうかといったところを見たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 町側については、後ほど災害のまた審査ありますので、そのときお聞きいただきたいと思います。関係官庁に今説明を受けた内容で、ひとつ関係官庁にご質問をいただきたいと思います。

15番、三瓶一郎君。

○15番（三瓶一郎君） よくわかりましたけれども、その剥離剤とかブラッシング

をされる場合に、全部が全部しっかりしたうちではないわけですね。中には半壊あるいは全壊のうちもあるだろうと思うし、個人ごとで大変恐縮ですけれども、私のところなんかもそういう傾向があるのです。だから、そういうものについての対応はどうされるのか。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 今回モデル事業をするに当たっても、除染をする前に各家からある程度どういった除染方法をするのかというのを合意を、お話し合いをしながら進めているところでございます。若干その壊れかけた家とかというのもありますて、そこは非常にちょっと難しいところでございますが、1軒1軒どういった除染方法をしていくかというのをきちんと住民の方と話し合いをして、それで納得のいく方法という形で進めていかざるを得ないと思っています。モデル事業についてはそのような形で進めておりまして、本格除染に当たっても、そこに注意をしながら今後進めていく必要があろうかと思っております。

○議長（猪狩利衛君） 15番、三瓶一郎君。

○15番（三瓶一郎君） 私、先日一時帰宅で帰ったのですけれども、建物の中は3なのです、それで外が4なのです。そうすると、外、外壁だけをブラッシングしても、外壁をやったから建物の中が下がるとは私は考えられないのですけれども、その辺についてどうお考えですか。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） これも外側だけではなかなか下がらない、中のほうが下がらないという、そのお話は幾つか特環のところからも聞いております。ちょっとこれについてはどのような手法がいいのかとか、今回中までどこまで除染をするのかとか、いろいろと考えなければいけないところが多いかと思います。今後結果まとめるときに、そういうところについても評価、考慮していきながらまとめていきたいというふうに思っております。済みません、すぐにどうしてこうなっているのかというの、なかなか今のところわからないところでもございますので、今後ちょっと評価まとめ

るところで原因追及等していきたいというふうにも思っております。

○15番（三瓶一郎君） ありがとうございます。終わります。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 議事進行でちょっとあれなのですが、実は説明事項の1番目と2番目の中で、除染ロードマップ、中間貯蔵施設は後の説明でいいのですが、除染ロードマップまで説明いただかないと、例えば除染モデルの実証事業というのを、マップの中の一モデル事業なのですよね。ですから、ここまで説明いただかないと、一貫して質問ができないような気がするのですが、ちょっと専門家のほうに伺っていただきたい。やりいいのか、やりづらいのか。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 今、三瓶議員からご質問のあった件は、除染のロードマップの中で住民同意をとっていくという中で、もう少しご説明できるかと思いますので、もしよろしければ一たんやりとりは停止されて、私のほうからロードマップをまずご説明して、一括してやりとりをされる方法もあるかと思いますが。

○議長（猪狩利衛君） お諮りいたします。

今、森谷さんからお話しされたような方法でやるべきか、皆様方にお伺いをいたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 異議なしと認めます。

では、そのように内容を変えたいと思います。

それでは、質疑中ですが、ここでロードマップのほうの説明をいただきたいと思います。

森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） それでは、資料2に沿いましてご説明申し上げたいと思います。着席をお許しください。

除染ロードマップは、1月26日に環境省が発表いたしたものでして、お手元の資

料を見ていただきますと、資料2のほうは本文と、その後ろに別添1、2、3と3点図表がついているものです。

除染ロードマップの位置づけですが、今年度内に3月末に向けて、国が直轄区域である市町村についてそれぞれ除染実施計画を定めることになっておりますけれども、その計画を策定するに当たって、各市町村とご相談するわけですけれども、相談に当たって、国が今どのように考えているかということを明らかにさせてもらったものです。1ページ目にございますように、「ステップ2の完了を受けた区域の見直しの基本的な考え方及び今後の検討課題」というものが12月26日に示されておりますことを一つの前提といたしまして、今後このロードマップに従って富岡町を初め、直轄区域の市町村とご相談をしておるところでございます。

そこで、その2のところに「除染特別区域の除染」と書いてございます。第2のところでございます。これは、富岡町を含んでおる除染特別地域の除染について述べているものですが、済みません、議長、1ページ目のこの紙の、白黒の紙でございます。

それで、先ほどこの資料には別添がついていると申し上げました。別添1をごらんいただきたいと思います。それは、今の資料の7ページ目であります。別添1、当面の除染特別地域の除染工程表というものでございまして、これは今高畠室長からお話のあった除染のモデル実証事業を2つ目の行のところに書いてありますけれども、私先ほど冒頭申し上げたように、特別地域内の除染計画を年度末に策定すると。この作業と並行して内閣府のモデル事業の、今最終取りまとめがされているところであります。今後、今度は環境省が除染事業を一元的に引き継ぐことから、モデル事業につきましては内閣府のモデル事業で終えるのではなくて、高い線量のところにおけるモデル事業ということを目的として、新たなモデル事業を行おうとしております。

一方、本格除染というのは、1月に施行された特別措置法に基づく、先ほど申し上げた実施計画に基づく除染になるわけですけれども、それを行う前に除染をするための拠点づくり、例えば作業者の休憩場所であるとか、資材の置き場所といった資機材の置き場所というものが必要になりますので、それについては先行除染という

ことで、この上から3つ目の行にありますように、役場、公民館、そして上下水道施設等のインフラ施設について先行して、4月前よりも先行して実施していきたいと思っております。なお、真ん中に常磐道の環境省モデル事業と書いてございますけれども、近々受注者が決まると思いますけれども、浪江、双葉、そして富岡と3つの町において、この常磐道を完成させていくに当たって必要な除染についてのモデル事業を行うことにしております。

さて、本格除染についてなのですけれども、これは除染する対象の家屋や土地を占有されている方、所有されている方の関係人をまず把握させていただいて、住民に説明会を行いながら、そしてきちんとした除染の方法を考えるために、個々の敷地に立ち入らせてもらって、放射線のモニタリングを行い、建物の状況、先ほどお話をあったような半壊状態であったり、全壊状態、さまざまなことがあると思いますので、それを調査させていただいて各所有者の、家であれば家の所有者の同意をいただいたところで、その後実際に目に見える除染活動を進めていくということになります。ですから、剥離剤を例えば使う、使わないとか、それ以外のものもどうするかということについては、個々に所有者の方にご相談した上で行うということにさせていただきたいと思っています。

なお、一方で除去した土壤や、それから除染に伴って出てきた廃棄物については、一たん仮置き場に持っていくということが必要でありますので、その測量、造成、搬入等を行っていきたいと思っております。富岡町の仮置き場については、どうするかということについては、ちょっと後ほど触れさせていただきたいと思います。

そこで、申しわけありませんが、本文のほうに、2ページに戻らせていただきたいと思います。2ページには、今図で申し上げた除染モデル事業でありますとか、先行除染です、それを（1）、（2）で書いてございます。そして、（3）に本格除染ということにつきましては、今申し上げたような事前の手続やプロセスが必要になってくるわけですが、市町村ごとにこここの2ページの一番下の行にありますように、市町村ごとに除染する対象区域や、除染の優先順位を具体的に示しながら進めないといけないと思っております。

3ページ目に移らせていただきますが、繰り返しになって恐縮ですが、やはり仮

置き場のめどを立てること、それから作業を円滑に行うための人員の確保と、これを十分に頭に置きながら進めないといけないと思っております。そこで、この3月末の除染計画をつくるに当たって、どんなことが大事であるかというのを改めて1から5のところで書いてありますが、第1点目は、もちろん人の健康の保護というところが最重要であります。それから、2つ目には、市町村ごとによって事情は異なるわけですが、住民の一日も早い帰還を目指すため、まずは避難指示解除準備区域となる地域や、居住制限区域となる地域について優先的に除染を実施するということが必要と考えております。それから、3番目の帰還困難区域となる地域については、作業員の安全管理、それから除染技術の現状からして、さらに高線量の地域での除染モデル実証事業といったことを行なながら、その結果などを踏まえて今後の方向性を決めないといけないと考えております。4番目は、後ほどご説明を申し上げますが、仮置き場から今度は中間貯蔵施設に一括して持っていくわけですが、その基本的な考えをもう既に10月29日に示させてもらっておりますけれども、その基本的な考えで中間貯蔵施設の造成については考えていきたいということです。

さて、その後はです、別添2を見ていただきたいと思います。別添2は、今ペーパーの8ページでございます。一番下に小さい字で「8」と書いてあるものであります。これは、ご議論があることだと私も十分予想していることですが、この左側に縦軸に避難指示解除準備区域となる地域と、それから居住制限区域となる地域、そして帰還困難区域となる地域ということで3つの区域で分けて書いてあります。これは、冒頭申し上げた12月26日に示された区域見直しの考え方方に沿って、この区域ごとに整理をするとどうなるかといって示したものであります。いずれにしても、一番下にありますように、仮置き場を造成していくことが大変重要になってくるわけですけれども、この別添2の黄色い囲みの中にありますように、モデル事業の結果も踏まえ、役場などの先行除染も踏まえ、そして事前の建物の線量測定や建物の状況、そしてその除染をする対象の所有者の同意を得て初めて可能になってくるわけですけれども、ここでは例えば避難指示解除準備区域では、10から20の範囲、5から10の範囲、1から5の範囲ということで、3つそれぞれ少し細かく区域を分けて考えてみてはどうかということでございます。

ただ、ここではこの上から3つ、そしてその次の居住制限区域となる区域のものについて、何かこういう順番で、最初にまず10から20で、その後になると書いていますが、これは全くイメージでありまして、あくまで住民の同意や仮置き場の確保次第で、このスタートラインがそれぞれのところで、ここに書いてあるのと違っています、変わってくるということでございますが、これはあくまでイメージでございます。

そして、3番目の帰還困難区域となる地域につきましては、先ほど申し上げましたが、内閣府のモデル事業は一たん年度末に終了するわけですが、新たな高線量のモデル事業というものを環境省として行っていきたいと思っております。

一番下に米印が2つあります。1つは、具体的な除染の実施に際しては、市町村ごとに除染の手順を設定と。これは、まさに先ほど申し上げた、例えば20から50ミリシーベルトの区域であっても、その中でどこから優先していくかということになろうかと思います。モデル事業の結果というのは、既に得られつつある内閣府や、これから新たなことで得られる環境省のモデル事業の結果というものを生かしていくことにしております。それが米印の2つ目であります。

そこで、このロードマップの説明は、次は先ほど三瓶議員のほうからご指摘のあった点と関係することですが、9ページ目の除染工程の一連の流れと、それを見ていただけたらと思います。除染そのものは、目に見える形ですぐしなくてはいけないという考えでありますが、しかし効率的な除染を行う、そして土地、家屋等の所有者の方の一定の了解を得て進める必要があると考えております。そのための流れはどうなるかということを、この別添3は示しております。直轄区域である特別地域内に約3から4万世帯があると見込んでおりまして、その土地の関係人、すなわち占有者などの把握を行って、必要な説明会を行い、建物等への立ち入りの了解を個々に得て、それぞれの除染対象となるものの放射線の測定、そして除染方法の決定ということに進まるを得ないと思っております。現在見込んでおりますのは、モニタリングの箇所としては、約50万戸に上るであろうと。数万棟の建物の調査ということは、これでも結構厳しいかなとは思っておりますが、5ヶ月程度を要するのではないかと思っていまして、そういうことで個々の除染方法の確認をして

いただいて、そして除染の同意を得て、そして除染作業、その結果のモニタリング、そしてその報告ということに進んでいきたいと思っております。

以上、除染のロードマップについて申し上げましたが、先ほど町長からお話もありましたが、帰還に向けてはですね、区域の見直しはどういうふうになるのかとか、それからインフラの復旧がどうなっていくのか、それにも増して場所がどうなっていくかという、さまざまなこれ以外の重要な要素があると思っておりますので、私どもはそういった他の動き等見ながら、連携もしながらです、除染はしていかなくてはいけないという考え方でございます。

きょうは、そちらについて皆様方のご関心というか、ご懸念が非常に強いということは承知しておりますけれども、大変申しわけありませんが、きょうは除染を中心としたお話し合いとさせていただければ幸いと思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） ありがとうございました。

それでは、モデル除染とロードマップと、これを含めて説明をいただいたわけで、本除染のロードマップもずっと入ったわけですから、一連の除染の流れが説明をいただいたわけでございます。

それでは、質疑を再開します。

9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君） モデル事業の説明書の中の3ページか4ページ目で、まずモデル地区のメッシュモニタリングのスケール幅がどのくらいなのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、モデル地区の、この3ページの地区の地震で屋根が損壊したり、壁が亀裂が入ったうちについてはできなかつたと聞いておりますが、今後町じゅうに広がったときには、大分屋根が壊れたり、壁が壊れたり、損壊しているうちがあるのですが、その辺はやっぱりできないものとするのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一点は、モニタリングをしまして、今後同じところを除染後に何回ぐらい追跡モニタリングをするのかどうかを聞きたいと思います。

それから、4点目は、富岡町は大分森林というのでしょうか、里山等の地区が多くて、そういうところについては、この町の中の除染の方法とは違うと思うのです。除染した後でもすぐ復活してしまうような状況も多々あると思うのですが、その辺の除染の方法はどんなふうに考えているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 高畠室長。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 1番目にお問い合わせあったメッシュの点でございますが、JAEAのほうから回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 結構です。操上さん。

○JAEA福島技術本部福島環境安全センター（操上広志君） 原子力機構の操上と申します。

メッシュの間隔についてですけれども、宅地ほかモデル地区に含まれているところにつきましては、10メートル間隔としておりまして、すべてのこのモデル地区の中ではかっているものの総数は477点、これは夜の森公園周辺ですが、477点となっております。また、それに加え、第二中学校につきましては227点となっております。そのほか道路のモニタリングにつきましては別途行っておりまして、夜の森公園のほうが184件につきまして、道路の中央と横2つということで552点、第二中学校につきましては66点掛ける3点ということで198点とモニタリングしております。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） ご質問の2番目の町じゅうに広がった損壊箇所についての対応と、あと4番目の質問の森林における除染の手法につきまして、恐縮ですが、森谷チーム長のほうから発言してもよろしいでしょうか。

○議長（猪狩利衛君） 森谷賢さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 損壊家屋の除染についてはどうするかという点でございますけれども、本格除染においては先ほど申し上げたよう

状況調査ということをさせていただきますので、その結果を踏まえて、個々の所有者の方とご相談しながらということになるかと思います。所有者の方が帰還後にですね、引き続き使用したいと思われるのか、それとも損壊の程度も大変激しいので、一たんは解体もやむなしというふうにお考えになる、いろんなケースがあると思いますので、それは個々にご相談させてもらってということかなと思っております。

それから、森林などを含む里山における除染の扱いですが、現在のところ昨年夏に林野庁が示された森林の除染については、生活している空間の周りで、例えば住居一番近くの森林であれば、その林端というのですか、木が生えている端から20メートル等については枝打ちとか、それから落ち葉拾いといったことを推奨しておるわけですけれども、私どももまずはそのことで進めさせていただきたいと思いますが、一方で林野庁のほうに置かれても、先ほど申し上げた以上の除染をどうしたらいいかということを今現在検討されていると聞いておりますので、我々はその結果も踏まえて、実際の来年夏からの、夏になって申しわけないのですけれども、除染作業の実施の内容に生かしていきたいと思っております。

○議長（猪狩利衛君）　高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君）　ご質問あった3番目の点、今回の除染事業を今後継続的にどの程度モニタリングをしていくのかという点でございますが、これはこのモデル事業、今年度内事業でありまして、とりあえず今年度で終了するわけでございますが、今後も特に仮置き場のモニタリングを中心に継続的なモニタリングは進めていくこととしております。仮置き場につきましては、環境省の除染技術ガイドラインにおきまして、たしか月1回だったと思いますが、モニタリングをすることというふうになっておりますので、そういう継続的なモニタリングを除染エリアについてはちょっとどの程度の頻度でやるか、これからちょっと環境省のほうとお話し合いをして、引き継いでいくということになりますが、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（猪狩利衛君）　9番、堀川一也君。

○9番（堀川一也君）　実は本格除染が始まるときに、この富岡のモデル事業でモ

ニタリングをしたように、まさか10メートル置きにモニタリングなんかは間違ってもしていただけませんよね。その辺がどのぐらいの幅の、モニタリングのメッシュになるのかどうかを伺いたいし、この地図を見ても色が、これだけ狭い地区でもこんなに色が違うんですよね。そうすると、町じゅうもすごく、1カ所ではかって低線量のスポット地区が出てくる可能性もあるのです。そうすると、より細かなメッシュの、こんな10メートルなんていうメッシュの、町じゅうの地図なんかつくってもらえたなら最高なんでしょうが、とてもかなわないと思うのです。その辺どのぐらいまで可能なのか。これは多分富岡町では技術的にはできないと思うので、絶対国がやっていただきたいような仕事なのです。最低というか、最少でどのぐらいのメッシュの町じゅうのこういうものを、モニタリングをしていただけるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 森谷賢さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 私ども本格除染では、30メートル掛ける30メートルメッシュで測定、いわゆるモニタリングは行いたいと思っておりますが、しかしこまでのモデル事業やさまざまな知見から見て、30メートルの間にホットスポットというようなものがあり得ると。例えば側溝で水が流れてきてたまつて、そこにコケがあるとかということであれば、それは高いだろうということが予想されますので、そういう高いと思われる地点については30メートルメッシュにかかわらず、必要なモニタリングはしないといけないと考えております。

○議長（猪狩利衛君） 堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 多分国の人々も、予算を立てるのに、計上するのにどんな計算していいのかわからないような状況だと思うのです。先日東京に行ったときに、細野大臣は青天井でやりますと。ところが、平野大臣は青天井ではできなくなってしまうだろうというふうな見解なのです、これ直接伺ってきたのです、みんなで。そうなると、30メートル、もしくはそれより小さなメッシュでモニタリングをして除染をかけるなんていうのは、ここでも25年の年度末までしか書いてありませんが、何かその辺でうやむやになってしまうような気がしてしようがないのです、

お金が続かなくて。その辺、やりますよと言つていただいていますが、やつていただくところには本当に細かくやつていただきたいのです、細かく。要するに住めるような状況を醸し出していただきたいというのがお願いなのですが、その辺いかがなのですか。

○議長（猪狩利衛君） 森谷賢さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 私が今思うことは、今お話を伺いして、地区の濃淡がどうなっているかということについては、さっき言ったような機械的に30、30ということでいいと思いますし、それから帰還が近づいて、より帰る場所の近辺がどうなっているかということでご心配いただいた方がたくさんおられると思いますが、そういう事態になれば、より細かくということだと思います。

しかし、まず本格除染を進めるに当たっての面的なものというのは、先ほど冒頭申し上げた濃淡をはかるとか、それからホットスポットがないかどうかを確認するという程度で、いわば除染、そして帰還という一連の流れの中で、最低限必要なことはしていかないといけないと思っていますので、その予算が青天井であるかどうかというのは、やっぱり必要性を我々が現場で本省なり、財務省なりに説明すべきことだろうと思いますので、そこはきちんと情報を整理して、必要なことはするということを進めたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 堀川一也君。

○9番（堀川一也君） 面倒でも、ぜひ国のほうでメッシュできちんとモニタリングを、なるべく細かいメッシュでしていただきたいというのと、それから追跡モニタリングもしていただきたいというのがお願いなのです。これは、伊達町で結局住民がみんなでボランティアで100メートルメッシュではかった地図をつくって、それを町で活用していくという状況がありますと、どうしても農家のおばさんたちがはかって、ボランティアではかった地図を公式採用しているなんていう状況は何となく不安で、そんな状況にならないように、多分町でもその専門的なものもないし、つてもないので国にお願いしたいということなので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩利衛君） よろしくお願ひしたいと思います。要望ですね。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今のモニタリングの件は、私も同じ考えですので、よろしくお願ひします。

あと今回、夜の森公園周辺と、リフレ周辺の民有地もある程度除染したかと思うのですが、前の質問にも関連するのですが、今回民有地を一応除染するに当たって、持ち主と協議した中で、多分拒否された件数もあるのかなと思うのです。何件折衝して、何件が合意されて、拒否されたうち何件、あと建物の崩壊が、屋根の崩壊がひどくてどうしてもできなかつたというのが何件かお知らせください。

あと前に7日にちょっと説明を受けたときに、ちょっと聞き忘れた点があるのですが、インターロッキングなどの除染のときに、水をふきかけて、その水を回収すると。あと舗装面でもそういう施工をとられていましたね、その水の回収率どのくらいあるのか、100%回収できるのか、下に浸透していかないように100%回収、水が回収できるのか、何%くらいでとどまってしまうのか、それを聞かせてください。

あと一つ、これ私としては一番大事なことだと思っているのですが、最後の9ページなのですが、遮へい用フレコンバック、白い土のうを積んでいますね。これいろんな説明会の中で、後でまた出てくるのかと思うのですが、これなんか見ますと、土をかぶせることによって、土が30センチで、97.5%放射能を遮へいできるということを説明して、説明会でやっているのですね。前にも7日の日に現地視察を行ったときに、この土はかけない方向で進めたいと。というのは、放射能汚染物質をただ単にふやすことになってしまって、仮置き場に持っていくときに膨大に放射能汚染物質がふえる傾向になってしまふ。できればかけないでやっていきたいということが説明の中であったのです。それには強く、私はそれはまずいでしょうということで意見は言わせてもらってきました。また、先週国のはうに陳情に行ったときも、きっちり地元説明会を開いて言っているにもかかわらず、手法が変わるのはまずいでしょうというお願ひはしてきたのですが、その辺はどうなつてあるかお聞かせください。

○議長（猪狩利衛君） 高畠昌明さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 一番最初のご質問にあった拒否された件数、何件折衝して、何件除染できた

のかと、何件拒否されたのかというところでございますが、今回民有地は64区画ございました。そのうち所有者等々確認をしたところ、2名の方が死亡という形でございました。地権者数は全体で72名ということでございまして、このうち71名に対して発送することができたところでございます。そのうち57名につきまして返信がございまして、立ち入り許可56名の方にしていただきながら、除染をしたところでございます。それで、拒否された方々ですが、7名ほどいらっしゃいます。そのような形で除染ができなかつたところもございました。以上が今把握している実績でございます。

あと2つ目の水の回収率でございますが、これにつきましては我々何とか水はすべて回収をしたいということで努力をしておるところですが、何%実際に回収できたのかというのは、ちょっと今のところわからないというか、調べる手法がなかなかないということもあって、今のところ把握がなかなかできない状態になっております。ただ、何とかこれについても何らかの形で分析できないかどうかちょっと検討してみたいというふうには考えております。

それで、3番目の仮置き場、一時保管の土の関係ですが、こちらの森谷チーム長のほうからご説明をしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） パンフレットを見ていただきながらご質問もいただきました。フレコンバックから放出される放射能を遮へいするために、土をかけるということは必要だと私ども考えておりますが、現在たまたま、一例かもしれません、町役場の除染後の一部のところでまだ土がかぶっていない状態になっていたり、シートがめくれるおそれがあるという状態になっていると思いますので、これについては私ども、そのままではまずいことになつてもいけませんので、対応を考えていきたいと思っております。ただ、念のために申し上げますと、遮へいに使った土自身は、それ自身が汚染されているものを使うことにはしていないわけですが、きれいな土がフレコンバックの上に乗つかって、それでフレコンバックからの放射能によって放射化されるというような点について、もし問題になるようなことがあるとすれば、まずそういうことはあり得ないと。きれいな土、

その遮へいに使った土自身はきれいなものとしてもとのところに戻せるものと我々は思っているところです。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 夜の森公園とリフレ周辺の民有地に関しては、90%近くは賛同していただいて除染を行えたということなのかなと思いますので、各個々にはある程度理解はしているのかなと思いますので、わかりました。

あといろんな手法で、インターロッキング、あと透水性の舗装とか、そういう部分でこの間の説明だと、画期的な手法だなんて言わんばかりの説明聞いてきたのです、水を逃がさないで、水をたたきつけて路面を洗って、それを回収する画期的な手法と言わんばかりの説明をしていたのです。それが水の回収率何%かわからないような話では問題外です。今までそういう手法が確立されていないなんていう回答は、私はここで出ると思いませんでした。

あと、今森谷さんがおっしゃったのは、私は理解できません。この前の話は、鹿島さんと、あと鹿島さんのどこですか、今除染に伴って管理している、そこで言った話なのです。土をかけると、それも放射能汚染物質になってしまいますから、土をかける方法は今検討中だと、できればかけないで済ませたいと、そういう説明を受けてきたのです、私は。みんな行った人は聞いていると思うのですが、日立プラントさんですか、町でも知っていますよね。だから、みんな言うことがばらばらなのです。今そういう回答が出ると私は思いませんでした。そういう話、下だか上だかわからないですけれども、現場の声上がつきましたか。

あと私一番心配しているのが、あれだけ大々的にビッグパレットやらどこやらに地域住民を呼んで、来てもらって、審議官が来て大々的に説明した内容がこの内容なのです。説明した内容を仕様書どおりやらないのですかというのが、私一番心配していることなのです。手法が変わるのであれば、もう一度説明すべきでしょうと、この間も7日の日にも言ってきました。その辺どう考えているのですか。陳情の中でも、平野大臣、細野大臣には、その件はよく話はしてきたつもりなのですが。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） ご懸念の件は、先週私ども把握させていただきまして、私の認識が間違っていたものと思います。といいますのは、富岡町役場の除染を自衛隊にしていただきましたけれども、その仮置きのことだとばかり誤解しておりました。もしこのモデル事業においてJVの事業者の方たちがそのようなことを申し上げたかどうかというのは、皆様方お聞きになってそのとおりだということでしょうが、そのJV側の真意というのは、私ども改めて、きょう戻ったら早急に調査して、実情を聞いた上で必要な対応をとりたいと思いますけれども、遮へいをフレコンバックに対して行うためには、土が必要であるという考え方でございますので、その土が仮に除去物として中間貯蔵施設に持っていくものが大変ふえるからというようなお話だったのかもしれません、それはちょっと私としては理解しにくいということを申し上げさせていただきます。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） ご質問あった水の回収率のことなのでございますが、一つ一つの手法、例えばソフトブラストやっただけに、すぐにその水を回収するとか、一つ一つの除染手法ごとには当然水はなるべく100%回収するという形で進めております。ただ、全体として本当に100%回収できているのかということを事後的に確認する手法というのを、ちょっとこれから考えなければいけないかなというふうに思っておりますが、一つの案としては、実際使った水の量というのは把握できて、持ってきた水の量ですね、あと実際その使った後、回収できた水の量というのはわかる可能性がありますので、それをちょっと比較して分析してみて、どの程度実際に使って、どの程度回収できたのかというところはちょっと今後分析をしてみたいと思っております。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 水の件に関しては、まだ確立していないということですで、ぜひできるものであればしていただきたいと思います。

あとかぶせる土の件に関しては、この一番最初の資料の遮へい用フレコンバックだと、白色の土のうで遮へいするという考え方なのでしょうが、この白色で普通の

トンバックで遮へいを考えているということは、こういうところも全部土はかけないという考え方なのかなと思うのですが、出る資料、出る資料、出るたびに違ってくると、我々も非常にどれをとったらいいかわからないと。

あと先ほど富岡町役場の件も出ましたので、ちょっと触れさせてもらいますが、シートがはがれる危険性があるという説明ありましたよね。もうとっくにはがれてばらばらになっているのです、非常に雑、それも言ってきました、7日の日も。だから本気になってやる気があるのかないのかということ、本当に心配なのですが、先ほど説明あった、この工程表なんか見ると、すごいハード工程ですよね、すべて1月、2月、3月、4月、新年度から始まるにしても、何ひとつ状況をまだ把握していないような、スタートラインに立っていないような状況に私は見えるのです。それにもかかわらず、これだけハードなスケジュール組んできて、できるのですか、これ、除染に対して、2月も終わりですからね、もう。その辺非常に私不安を感じるのですよ、すべてに対して。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 今3点あったと理解させていただきましたが、1つ目の町役場の除染のときに出了除去物のフレコンバックのシートの件については、対応がおくれまして大変申しわけないと思っております。今後注意いたします。

それから、2点目のこの鹿島建設さんらが行っている仮置き場における措置のことですけれども、とりわけこの写真に載っている、最後のページですが、これは先ほど申し上げたように、鹿島建設さんと連絡をとって、その真意を聞きますが、この今白いものというのが土が中にもちろん入っているだろうと思いますけれども、それによって横方向の遮へいをしていると。さらに、黒いものの上の遮へいをどうするのかというのを検討された上で考えていると思いますけれども、私どもさつき申し上げた、土で遮へいするというときは、土がぼろぼろと崩れるようなことを防止するために、一定の土のうの中に土を入れて、それで上に重ねると、横にも置くという手法もあり得ると思っていますので、土を用いる遮へいということでは実質同じだろうと思いますので、このモデル事業における遮へい用フレコンバックや、

さらにこれだけではなくて、この上部についてはどうするかということについては、鹿島建設さんと私ども話をさせていただきたいと思いますが、高畠さんのほうからちょっと……。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 今の話ですけれども、上部にその土の遮へいをどのようにすることにしているのかというのは、ちょっと済みません、混乱をしているのですけれども、現場にちょっと今確認をして、ちょっとどんなような手法をとろうとしているのか、その理由はどうしてなのを今確認をして、すぐにお答えをしたいと思いますので、もう少々お待ちいただければと思います。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私一番心配しているのは、さっきも言いましたが、やはり説明会、地域住民を集めて説明会しているのですから、これからも本格除染に入ればいろいろ説明会など何回か繰り返すと思うのですが、説明会で説明したようなことを踏まえてきちっとやってもらわないと、要は約束違反になりますよね。その部分をきちっと考えていただきたいのです。一番いい手法をとっていくのは、それはありがたい話なのです。ぜひそうしていただきたいのです。だから、変わるときには、一番重要な問題だと思うのです。土をかけて遮へいしますよと言っていて、土かけなかったら遮へいしていないでしようと、私初め思うのです、放射能に無知ですから。ですから、そういうことをきちっと頭に入れておかないと、なおさら本格除染に入るのは難しくなっていくと思いますので、ぜひその辺を念頭に置いて進めいただきたいと思います。

終わります。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 大変適切なご指導をいただいたと思います。今後住民説明会においては、一言一句大変責任を持ってあると、これは申すまでもないことですが、引き続きその気持ちを持って進めたいと思いますし、仮に代替手段があって、それが実質的に同じような役割を果たすというようなこと

であれば、それはもうきちんとご説明してまいりたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 今11番さんからあったとおりに、私たちも説明会のときはビッグパレットのBホールかな、そこで地域の人たちを集めて、町長さんも同席して、その説明会を、高山審議官だったかな、来てやったときには、30センチの土をかぶせますよというようなことを言ったのです。それで、数値目標を置かないのかと言ったら、数値目標は置かないのだということで説明を受けたのですが、数値目標を置かないからこそ、今回のこの7ページのような公園の樹木、それから宅地の屋根、土間コン等々については、これ若干私たちが期待ほど除染されていないのです。何のためにモデル除染というのをやるのかということを原点に置きますと、こういう方法ならばこのぐらい下がるということでやるわけでしょうから、せめて半分ぐらいは下がるのかなという期待していたのですが、これ3割2割だのなんというような結果ではいささか、これから除染していくのに本当に下がるのかなと思うわけですが、その辺はいかがなのですか。

それで、今表土をかけないというのは、聞いてすぐ連絡するというわけだけれども、この前7日に議会の中で、今度3月に我々の議会改選になるのです。それで、町民と接する機会が今多いのだ、うんと。そういうことで、町民の方から約束違反というか、そういうふうなことを言われますので、ぜひこのことは守っていただきたいというふうに、私たち説明受けたとおりにやっていただければいいのだと思うのですが、いかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 何とかいろんな手法を使いながら除染をモデル的にしているところですが、半分にもいかないところがたくさんあるということでおしかりを受けましたが、我々も当初思っていた形よりはやっぱりなかなか難しいかなと思っているのが率直なところでございます。モデル事業ですね、いろんな地域でいろんな手法をとりながらやっておりまして、例えばどの材質あるいは地形においてはどのような手法がいいのかというのはですね、まだ結果を取りまとめてみないとちょっとわからないと

ころがあります。これは、他の除染エリアにおいてとった手法がどれだけ効果があったのかというところを見比べながら、その材質なり、地形なり、そういうしたものに応じてどのような除染法が一番いいのかといったところは、今後分析をしていきたいと思っております。

あと例えばグラウンドの表土に見られることなのですが、これははぎ取る深さが多ければ多いほど効果はある一方、廃棄物の量も相当ふえてくるというような若干問題点もあります。そういうバランスも少し考えながら、今後最良の手法というか、というのは考えていかなければいけない。それは、モデル事業においてもある程度この報告をしていかないといけないというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） モデル事業の仮置き場における上部の土の遮へいの件ですが、今 JAEA のほうから JV へ連絡が入りましたので、直接受けたものからそれについてはご報告させていただきたいと思います。

それから、約束違反とされるような説明は行わないこと、それはもちろんそのように私ども今後していきたいと思っております。

○議長（猪狩利衛君） JAEA の操上さん。

○ JAEA 福島技術本部福島環境安全センター（操上広志君） 先ほどご質問のありました件で、9 ページの一時保管場所の遮へいにつきまして、今鹿島 JV のほうと確認いたしました。この写真は、まだ置いている最中の写真でございますので、遮へいのための白っぽい色のこのフレコン、フレキシブルコンテナは、周囲にしかないよう見えますが、現在ほぼ終了しておりますが、上のほうにも同じフレコンを置いております。このフレコンのサイズは、1 メートル掛け 1 メートル掛け 1 メートル程度の土のうですので、おおよそ 1 メートルのきれいな土が入った土のうということで、それで遮へいをしているということです。表面の線量につきましてはまだ正式な数値が出たわけではないのですけれども、我々がはかったところでは 1 マイクロシーベルトを下回る程度ということで、むしろ周囲よりも低い数値が出て

いるということになっております。正式な数値につきましては、また別途報告させていただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 私、7日に行ったときは、鹿島建設の代表の方かな、あそこの現場の、その方は今11番さんが言ったように、ここには土かけないと、仮の仮置き場だからかけないですよというようなことを言われたのです。だから、そういうことでは私に説明したものと全く違うということを感じましたので、私も同じことを述べさせていただいたわけです。

それから、我々富岡町で住宅としては約6,000戸、6,300ぐらいあるのだろうけれども、これ地域的に言えば、かなり山林等に囲まれているところが多い。そういうことから考えれば、この7ページのこの樹木の線量、それから宅地の屋根、土間、それから道路、アスファルト等々についての低減率、こういうことでは幾らモデル除染ですっかり、数値目標を定めないとは言うものの、これでは納得しかねると思うのです。実際これから本格除染になったときに、これを低減させるということになれば、屋根ふき替えるとかアスファルトはがしてやり直すというような方法になるのではないですか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 森林について、まず申し上げますが、現在のところは枝打ちでありますとか、それからさらには表面の落ち葉を拾うとか、その他いわゆる腐食層というところを取り除くということを中心に本格除染においても行おうと思っております。今回の桜のこの除染につきましては、木自身を傷めないと、これからも見ながら、桜を楽しめるようにということで、樹木医とも相談しながらされたということなので、そのことが何らか幸か不幸かこういう状態になっているかもしれません。我々としては、先ほど申し上げたような枝打ちとか、それから単に下草を取るだけでは、落ち葉などを取るだけでは十分ではないと。真に除去、除染するためには、木そのものも、もし斜面の崩壊等心配なければの話ですけれども、そういう方向等もしていかなくてはいけないのかなと思っています。ただ、その場合には財物の価値、すなわち木の所有者の方の承諾を得ないとい

けませんし、またそれ相応に応じた補償ということも必要かと思っていまして、そこについては引き続き政府内で検討させていただいております。ですから、ここでの樹木の方法以外にもいろいろどうしたらいいかというのを考えておるということですございます。

それから、屋根につきましても、屋根といった場合にかわらであったり、トタン屋根だと、いろんなことがあります。比較的除染しやすいものもあれば、そうではないものが今回のモデル事業でわかってきてていると思いますので、物自身を変えない限りは、しっかりとした除染効果が得られないというものについては、その物を全部かどうかはわかりませんけれども、変えないといけないかどうかと、除染のためにはですね、それも検討をしていきたいと思っております。

あとアスファルト舗装等のところについても、言及していただきましたが、これについては確かに空間線量のところで見ると、それほど大きなことではありませんけど、除去そのものについては。いろいろある方法の中でも有効なものを選んでですね、単なる水洗いということ以外の方法も幅広く考えていかなくてはいけないと思っておるところです。

○議長（猪狩利衛君）　　操上さん。

○ＪＡＥＡ福島技術本部福島環境安全センター（操上広志君）　先ほどの一時保管場所の土をかぶせるという話ですけれども、2月7日に議員の皆さんのがご視察されたときに説明されたのは、鹿島JVの西川所長のほうだと聞いております。西川所長のほうから、こちらでは土をかぶせないということを説明されたと聞いております。それで、その後事実確認を我々のほうでして、11月27日に住民説明会、最初にビッグパレットで行わせてもらいましたが、そのときに遮へいをしますという話をさせていただいておりましたので、それでそういうことを、法律上はやらなくてもいいかもしないけれども、そういうふうに説明したのだということで、鹿島JVさんと我々のほうで協議いたしまして、それでもちろん町の方とも相談いたしまして、それで遮へいをすると、遮へいのための土のうを設置するということに決定して、そのようにさせていただいたという経緯があります。よろしいでしょうか。

○議長（猪狩利衛君）　　6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） ということは、今のサイドばかりではなくて、上側もフレコンバックで遮へいして、それに遮水シートをかけるということですね。この前見てきたときには、役場の除染したものなんかを本当に遮へいシートって、ブルーシートをかけたものが、もうはっぱげて風でわさわさになっていたから、ああいう状況を見たら、だれもがこれは除染したものがきれいに遮へいされているなんて思いません。それ自衛隊がやったものだから、皆さんと直接関係がないのかどうかわかりませんけれども。

それから、このロードマップで示すように、山林が道路とか住宅からの境界から20メートルぐらいしかやらないということなのだけれども、実際に20メートルで山続きのところで線量下がりますか。

それから、同意が得られれば切ることもできるというようなことを言うわけだけれども、それについては対物の補償なんかもいろいろ絡まってきて、なかなか木切るというのは大変なことだと思うのです。それで、例えばこの紙面が富岡町だとすれば、ここまで住宅がある、この土地は町のものでも何でもないと。東京にいる人が持ち物で持っているのだというときに、協力していただけませんかと言ったら、私はまだ幼木だから切るつもりもないし、枝打ちもするつもりないということに、そういうふうなことになったときに、これ協力を得られないということになれば、当然その山、手つけようがないですよね。そういうときって、町長これ行政とか、そういうところでは土地なんかの協力を得られないとき、土地収用法みたいなのあるけれども、そういうような特措法みたいなものができる可能性があるのだから、そういうことでできるのだから、その辺もお聞かせください、最後ですから。

○議長（猪狩利衛君） 町長に対しての答弁は、後でいただくようにします。

森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 申しわけありません。ちょっと中で事実確認をしていたものですから、すぐにはお答えしなくて大変申しわけありません。

民家があり、その近くに林があって、その林のふちから20メートル程度というのはあくまで目安でありますので、実際は各種測定を行った上で、20メートルでは足

りないという場合も出てくるかもしれません。さらには、木を何とかしようと思って、切るという手段を考えたとしても、今議員からお話があったとおり、その所有者は違う方であると、そこで了解が得られないという場合もあり得ると私ども想定しておりますが、いずれにしても一つ一つきちんとケース・バイ・ケースで対応していかないといけないと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

なお、所有者が不在の物件については、特措法上は官報告示を行って、一定の期間特に反応がないということになれば、それについて除染を進めることはある得のですが、今のお話のように、民家のそばの林を持っている人たちが現におられて、その方がご了解されないということになった場合には、これは私どもその林を持っている方に何度か直接出向いてご了解を少しでも早く得られるように努力することにしたいと思いますが、ただそれについて今申し上げたような法的な、さつき申し上げたような法的な強行措置といいますか、それがないものですから、もしそういったことが今後大きな、除染を進めていく上で大きな課題となるということであれば、環境省としても法的な手段を新たにどうしたらいいかということを真剣に考えていかないといけないと思います。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

14番、関友幸君。

○14番（関 友幸君） 今回モデル事業、おれらも見てきたのですけれども、その中で先ほども出されました、モデル事業で個別な除染を望まない、そういう方も多いと。その大きな理由は何だったのかということと、個人の家の除染の場合、植木とかいろいろあると思うのです。そういう部分についての補償というのは具体的に示して、今回は説明会の中でも、国の中でもなかつたのですが、そういう補償があるのかどうかも具体的に、こういう値段になっているのですよというのがわかるのであれば聞かせていただきたいなと思うのですが、これから本格的除染やる場合、そういう要求が当然来ると思うのです。最終的には東京電力との財物の補償の中でも出てくると思うのですが、その前に形がなくなる可能性もあるのです、植木なども。そういう部分についてきちんと対応しておかないと、後のいろいろ

の紛争の種にもなると思うのですが、その辺についてどうお考えになっているのかお尋ねします。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） ご質問の中にあった、個別に望まない方々、どうして除染を望まないのかということですが、さまざまな実は理由がありまして、我々で電話で対応しながらヒアリングをしているのですけれども、除染をする前に補償をしてほしいというご意見があつたり、除染しても線量はもう下がらないのだと、無駄な費用は使うべきではないという強い主張を行う方もおりました。あと除染技術をきちんと確立してからにしてほしいというご意見もありまして、そういったご意見でその除染の拒否をしたということでございます。

それでもう一つ、今回除染に当たって、例えば庭木の補償とか、そういった補償の部分まではやらずに、何とかできる範囲でやっていくという方向でスタートしたということもあって、そういったことでもしかしたらご不満があったのかもしれません。今回初めての経験でもあります、どのように進めていけばいいのかというのは今後の検討の一つになろうかというふうに思っております。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） そういう点で、まだ補償の部分についてのきっちとした方針がない中で進めるということで、これから本格的にやる場合は大変支障になるというふうに私は思います。今ここの中には農業の圃場や畠とか、そういった部分も出されてはいませんが、これは農地に関しては土地を削ってしまうということは、長年いろいろな意味で、土地づくりをしてきた農家にすれば致命的なものでありますから、こういった部分の補償がきっちとされない中では、安易にやっぱり除染を賛成をしないのではないのかなというふうに危惧されます。やはりこれから本格的にやる、青天井でもやるのだと言っていましたけれども、本当にこれやり切れるのか、私は住民の人はもう無理なのではないか、そういうことであれば、そういう別な補償のほうに回して、ない金ここにつき込むべきではないのではないかというふうに私は考えるのです。私は、やっぱりこのセシウムの半減期が30年とかとなれ

ば、それは科学的なものでありますから、それはやっぱり簡単に除去できるような代物ではないということがこの間わかっているわけですから、そういうことをして、これ政権がかわっていれば方針が変わって、今までのような方針で行けないということだって当然あると思うのです。その辺十分やっぱり考慮して、大臣が言うから本当に、うちのほうの町長も除染が第一だということで言いますけれども、かなりこれ子供のことを考えれば戻ってこないですよ……

○議長（猪狩利衛君） 14番さん、話はわかるのですけれども、除染のことで今説明用の質疑応答ですから、いろいろ考えはあろうと思いますが、除染についてのひとついろいろの質問をお願いします。

操上さん。

○JAEA福島技術本部福島環境安全センター（操上広志君） 済みません、先ほどの一時保管場所の遮へいの件でちょっと補足的な説明をさせていただきたいのですけれども、フレキシブルコンテナの中に入れているものなのですけれども、これ採石が中心になっております。こちらの環境省さんの資料の8ページ目に、「遮へい効果」についてと書いてあります。コンクリートの場合は厚さ30センチについて九十何%、土については何%と書いておりますが、採石につきましても基本的にはこの土と同程度と考えられます。この遮へいの効果というのは、密度に応じて決まってくるものですので、採石も密なものですから、そういう遮へい効果はあります。

以上、補足でした。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） ちょっと待ってくださいね。関君、いいですか、終わりますか。

○14番（関 友幸君） いいですよ。

○議長（猪狩利衛君） 14番さんの質問について、森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 除染を具体的に進めるに当たって、賠償がどうなるかということが非常に重要であるという認識は私どもも思っております。ですから、個々の方々に除染をさせていただけますかという、その了解や同

意をとる中では、そこもあわせて我々念頭に置きながら住民の方と接していくかないといけないなと思っております。

それから、農地につきましては、果たして全面的な表土取りというのがいいかということについては、多くの方々からご意見をいただいております。表土を取った後には、必ず客土しないと行けないと。客土した土地で、それがすぐ農地として使えるものになるかどうかという点がありますので、個々の農地ごとにどうしたらいかと、営農のことを将来どうするかという農家の方の意見も聞いた上で、具体的な除染方法は決めないといけないという認識であります。

とりあえず、以上でございます。

○議長（猪狩利衛君）　いいですか、あと。

○14番（関友幸君）　はい。

○議長（猪狩利衛君）　ほかにありませんか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君）　渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）　ありがとうございます。採石が入っているとかどうのこうの言っていますが、では一番遮へい効果の高いやつは何なのですか、採石なのですか、土をトンバックに入れて遮へいするのが高いのですか、30センチ土をそのままかけたのが高いのですか。説明会で言ったのは、30センチかけると言ったのです。それより高いのであれば、私は問題ないと思います、遮へい効果が。低いものにならなければ問題です。

それで、先ほどの前の答弁、6番さんの答弁の最後のころにあったのですが、あなたはあたかもきょう以前にそういう協議をしてやっているようなことを言いましたよね、では何で私の質問にすぐ答えられないのですか。一々やりとりして、鹿島さん、JVとやりとりして、それで答え持ってくるのではしようがないでしょう。では、まず何が一番高いのですか。多分ここでうたっている中で、コンクリートなんかは98.6%遮へいしますから、一番高いのですよね。だけれども、こんなことは不可能ですから、その次高いのが30センチの覆土だと思うのです、私は。これにも「十分な覆土をして」と書かれているのです、これ、パンフレットも。「フレコン

「バックに入れた土を十分載せて」なんて書かれていないのです、これ。どれが一番高いのですか。

○議長（猪狩利衛君） 統一した答弁をしてください。

高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君） 我々もきょう来るに当たって、事前にいろいろと調べてきたのですが、済みませんでした。その点については、ちょっと今鹿島のほうに連絡をしないとわからない状況でして、十分事前に準備できなくて申しわけありませんでした。

それともう一つ、例の覆土がいいのか、コンクリートがいいのか、採石がいいのかということですが、30センチの土を覆土すれば、遮へい率が98%だと思いましたが、ということでありますけれども、今回フレコンバックの大きさは1メートル掛ける1メートルで、土でも採石でも大体同じぐらいの遮へい効果があるということでありますので、それを上に乗せるということであれば、事前にご説明している30センチ、ガイドラインでもそう書いていますが、それ以上の効果があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（猪狩利衛君） 今回この問題については、30センチということで説明したのですから、30センチ以上盛るということにご検討いただきたいと思います。これは我が町の議会としては、そのようにお願いをしておきたいと思います。

次、ありませんか。

3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） 7ページの除染結果なのですが、一応夜の森公園を選定したうちには森林地区が入っているということで実施をしたと思うのですが、我々田舎にいると山の除染が一番、ある程度みんなに聞かれて、山は無理だろうという話は聞いているのですが、ここで実証の結果に森林は入っていないのですが、ここ松林の中、公園のグラウンド表土も県と同じ感じで、切削深さ30センチでやっていたのか、また表面を掃いて落ち葉を除去したくらいでやったのか、それでどのくらいになったのか、もしわかりましたらお願いします。

○議長（猪狩利衛君） 高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君）済みませんでした。最初ちょっとご質問が聞き取れなかつたのですが、今回のモデル事業において、林の部分は対象になつていませんが、樹木というか、桜の木のところの表土はぎのようなご質問でしようか、済みません。

○議長（猪狩利衛君）3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君）お伺いしたいのですが、桜の木は落葉樹ということで葉っぱ落ちたのですが、松林なんかは常緑樹で、モニタリングのグラウンドとか大体みんな同じだと感じたのですが、この森林部分、常緑樹の森林部分、この下をどのようにして、方法でやって、どのくらい下がつたか、それデータに書いていないものですから、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君）暫時休議します。

休 議 (午前11時58分)

再 開 (午前11時59分)

○議長（猪狩利衛君）再開します。

高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明君）大変失礼しました。今回森林部分の除染ですけれども、まず最初に、下草刈りを行つて、あと枯れ葉を除去するというのを実施いたしました。その後灌木等を選定して、これを撤去すると。その次に、地表にありますこけ類等地衣類、これをはぎ取つた、除去をしたということです。最後に、これは二、三センチでありますが、表土の除去を行いました。ここまでが森林部分についての除染であります。

○議長（猪狩利衛君）3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君）最終的にはグラウンドと同じような状態に、切削を3センチくらいをやって、モニタリングかけたらグラウンドと同じ値だということでいいですか。

○議長（猪狩利衛君）高畠さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班室長（高畠昌明

君) 済みません、ちょっとまだモニタリング結果はないのであります、表土除去をしたとしても、グラウンドの場合は周りに何もない、非常に広い範囲を土はぎをしますので、そこは比較的線量は下がりやすいと思うのですが、この森林の場合はやはりどうしても木とか枝とか、いろいろと周囲に放射性物質がついている部分がどうしても残るということもあって、グラウンドのような形で下がるというわけではないと考えられますが、ちょっとそこも今後モニタリングをして、結果がわかつてくると思っております。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 3番、中野正幸君。

○3番（中野正幸君） 最後、最終的にモニタリングをかけないということで、結果わからないということでは、まず質問してもしようがないですが、うちのほうも田舎でございますので、うちの後ろあたりがみんな大体杉の木で常緑樹であるとかあるのですが、そういう問題があると思いますので、その辺をよく考えて、宅地だけやればいいというものではないと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君） 時間もないようですから、簡単に1点だけお伺いしますが、リフレ富岡の空間線量値が毎日県のほうでモニタリング調査で新聞報道されているのですが、約3週間前、1カ月前の空間線量値が4.5ぐらいあったのですが、それが最近の新聞報道によると5.3になっているのです。除染がリフレ富岡終わっているのですよね、この前鹿島建設に2月7日に聞いたところ、現地で聞きましたら、それはモニタリングの調査の場所の違いではないかということを言われたのですが、この場所の違いとか、何十カ所恐らく調査しているわけなのですが、その1点県のほうではその1点なのですが、だけれども、除染前と除染後において数値が上がっているということ自体が、町民から指摘を受けたのですが、この辺どういうふうに、鹿島建設が言われたように、継続している、モニタリングしている場所が違うからこの数値が違うのかということと、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（猪狩利衛君） 生活環境課長。

○生活環境課長（緑川富男君） リフレ富岡のモニタリングの場所なのですが、新聞に出ておりますのは元技専校跡地のモニタリングポストで、高さ2.5メートルのところでのモニタリングの状況でございます。

それから、今モデル事業でやっているリフレ富岡は、リフレ富岡の玄関前ではかったようなモニタリングのものですから、それで線量が違うということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君） 了解しました。

もう一点、道路富岡の夜の森の一丁目、二丁目のアスファルト舗装のいろいろこれから本格除染に入って、この程度の除染効果では町民は納得しないと思うのです。あらゆる技術を駆使して、いろんなデータを各町村でモデル事業でやっていると思うのですが、ただ簡単な排水性舗装機能回復車のこの方法とか、ショットブラストの工法でやれば、多少なりとも3分の1程度は下がると思うのですが、この結果を見ると、これでは除染してもしなくても同じような結果の値であれば、これだけの数値が残っているのであれば、本当に町民は納得しないのかなという感じしますので、本格除染に当たっては、本当にこの辺のデータを見ながらやっていただきないと、私は町民は納得しないのではないかと思うのですが、それと1番、宅地の、例えば土間コンクリートの除染に当たっても、どこでもこの土間コンは犬走とか駐車場とか全部打ってあるのです。これでは、このぐらいの程度しか下がらなかつたら、これはコンクリート全部はいで、はぎ取ってやってもらうしかないような方法ではないかなと思うのですが、その辺のことだけ1点、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） モデル事業の7ページ目の土間コンクリートやアスファルト舗装のことについてのご質問をいただきました。効果が非常に少ないのではないかと、これについてはどうしてなのかということにつきましては、現在評価中でありますけれども、この数値が自身は変わらないものでありますから、今後本格除染においては、例えばその機能回復車よりショットブラ

ストを用いるとか、そういう選択をしていかないといけないと思いますが、個々の現場での除染の低減率をはかる、さらに高めるということと、さらにはできるだけ広い場所を除染しなくてはいけないと。時としてお互いがぶつかり合うということにもなりかねませんので、そこは富岡町の皆さんともご相談しながら進めさせていただかないといけないかなと思っている次第です。

いずれにしても、モデル事業のほうで得られた、いわば除染効果が少ないというものについては、あとは申しわけありませんが、自然減衰を待つということも必要になろうかと思いますので、そこは個々に丁寧に、民家であれば民家を持っていらっしゃる方、それから道路については、ひとまずはこの程度しか除染できないけれども、2年後にはどの程度まで下がるかということも含めてご理解を得ていかなくてはいけないかなと思っている次第です。どうぞよろしくご指導お願いしたいと思います。

○1番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 何か無難な当たりさわりのない言い方しますけれども、もう既にマスコミ等含めて、今までのある程度の実験結果というのは出ていますよね、非常に効果が悪いと。ある学者によつては、屋根ふきかえろと、壁洗えと、土はぎなさいと、簡単なこと言つていますよね。何かこの場合はそれぞれ相談しなくてはいけないとか、もっともなというか、当たり前のことしか言つていないのですけれども、答弁として、揚げ足取られたくないのかどうかわかりませんけれども、もう既に相当そういう結果が出てきているのです。確かに最後のほうでちょっと本音が出ましたけれども、自然減衰を待つしかない、だったら先ほども、それも言おうと思ったのですけれども、来年の夏から本格除染始まる、ことでしょう、それもう先ほどちょっと間違ったと思うのですけれども、そういう本当に真剣に取り組んで、現在の状況を把握して答弁されているのかなと非常に疑問を持つのですけれども、実験ですから、やって悪かったところは悪かった、ではどの方向で進めていきたいと。これだけの工程でやると言つているのですから、もう少し前向きな、具体的な返事をいただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 除染については、帰還に向けて必要な工程と思っております。私ども除染のロードマップに従って、現実感を持って進めないといけないと思っております。何か特定の方法だけに限定するとか、ある特定の方法を排除するとかというつもりはありません。本格除染については、富岡町については町の方とも相談しながら、できるだけかつてたくさんの住んでいた地域を中心として、少なくとも現在も20ミリシーベルトを超えているような区域については、重点的に除染をしていかなくてはいけないと思っております。

具体的な地域につきましては、今後区域見直しの結果なども十分踏まえないといけないと思っておりますけれども、24年度においては、できれば20ミリシーベルトを超える地域を優先的に除染をするとともに、20ミリシーベルト以下の地域についても、それとの差ができるだけ少なくなるように町全体の広がりを持った一斉の除染を目指していきたいと思っております。その関係では、実はあのロードマップとも関係しますけれども、仮置き場や中間貯蔵施設と密接な関係を持っております。仮置き場につきましては、現在のところはっきりとしたものをまだ国として確保していくことはできておりませんが、海沿いの国有林を中心として仮置き場を設置させていただけないかなと思っております。

しかし、これについてはまだ一つ考えないといけないことがあります。といいますのは、国有林の中で造成ということになると大変申しわけありませんが、一定の月日というか、日数が数カ月、数カ月というのはちょっとあいまいですけれども、手続をとて造成してということになれば、場合によっては1年程度、仮置き場造成までにかかることが予想されます。そこで、もちろん住民の理解を得てということになりますけれども、海沿いのところで、例えば今回津波などによって塩害を受けたというようなところもあるかと思いますし、いろんな場所のそれでお持ちの方のお考えもあると思いますけれども、一部早急にということであれば、海沿いの民有地についても仮置き場として使わせていただけないかどうかということを考えたいと私どもは思っています。

ただ、これ自身はまだ町、県、民有地であれば地権者の方がおられるわけですから、そういった方とお話をしないといけないと思っておりますので、あくまでも今

机上のことでございます。海沿いの国有林をまずは優先させながら、しかし直ちはそこが造成が完了しないということであれば、大変申しわけありませんが、近くの民有地を年間一定の借料をお支払いして使わせていただけないかなと、今検討しておりますところでございます。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 一般論はわかりましたけれども、町のほうに相談してということ、もちろん相談してもらわなくてはいけない部分も多々あるのですけれども、ただ除染とか、放射能に関する試験は、国自身もそれほど十分には持ち合わせていない状況が現実だと思うのです。ですから、町と相談する部分と、国がイニシアチブをとってやらなくてはいけない部分と当然あると思うので、その辺の考え方いかがですか。

○議長（猪狩利衛君） 森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 大きな考え方につきましては、除染の対象地域を24年度どうするかにつきましては、私どもは先ほどご説明した除染のロードマップに従って、町とご相談しないといけないという考え方でございます。仮置き場につきましては、国有林を活用してというのが大きな方向であることは、今申し上げますが、具体的にではどこを、例えばアクセス道路、その他かなりきめ細かに考えていいかといけない部分はあろうかと思いますので、そこについては国は除染について責任を持つということであります、ぜひ町の方のお知恵を拝借したいと考えている次第です。

ですから、あくまでも国は除染について責任を持ちますが、個別の個々の地域における具体的な除染の進め方については、町のご意見やお考えを拝聴して進めさせていただきたいと考えている次第です。

○12番（塙野芳美君） 終わります。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） なければ、（1）の除染モデル実証事業の結果報告と、さらにはロードマップについて終わりたいと思います。

続いて、（2）の中間貯蔵施設の基本的な考え方についてを議題にしたいと思います。

森谷さん。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） それでは、5分以内に簡潔にお話しさせていただきたいと思います。

資料の3という番号のついたものでございます。「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う」ということで始まった文書でして、基本的な考え方ということでございます。

平成23年10月29日に発表したものでありますて、はじめににもありますように、最後の段落ですが、「廃棄物や土壌の処分とそれに必要となる仮置き場や中間貯蔵施設の基本的な考え方を示す」というものでございます。

「仮置き場の確保」については、この部分は省略させていただきます。

「中間貯蔵施設の位置づけと配置」というところについて見ていただきたいと思います。濃度の高いものも含めて、今後除染に伴って大量に除去土壌等の発生が見込まれております。また、その他焼却灰など指定廃棄物というのも、これは忘れてはならないものであります、これについての量も相当なものになります。最終の処分の方法については、現時点では明らかにしがたいわけですが、これら発生したものを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と環境省としては位置づけ、その確保や運用を図りたいと考えております。

次の段落ですが、下から2行目ですが、具体的に福島県においては、大量の除去土壌等が発生すると見込まれますので、福島県内には中間貯蔵施設を設置させていただきたいと考えております。

次のページになります。一方、除染に伴う除去物などは、他の県でも発生するわけでありますけれども、福島県と比較して量など、汚染度なども小さいと思われますので、そこについては、その他福島県以外の都道府県の区域においては、既存の管理型処分場の活用等により処分を進めていただきたいと考えていて、中間貯蔵施設の設置の考えはございません。このことを裏返して言えば、福島において他県からの除去物を受け取っていただくということはないということでございます。

中間貯蔵施設のイメージは、1、2、3、4、5とありますが、順にポイントを申し上げますと、除去して出たもの、それから廃棄物の種類に応じて、この中間貯蔵施設については種類別の保管区を整備するというのが第1点です。後ほど図4で確認していただきたいと思います。

それから、この種類別の保管区については、順次整備しながら、そこに搬入を除去物等を行うというものであります。

それから、3点目は、単なる貯蔵だけではなくて、中間処理設備を併設して減容化を行うというものであります。

4点目は、それでは一体どれほどの貯蔵量になるかということを考えますと、立方メートル、体積で言いますと約1,500立方メートルから約2,800立方メートル程度と考えておりますし、これを一定の考え方で必要となる敷地面積を見積もりますと、約3平方キロメートルから約5平方キロメートル程度と考えております。これについては、後ほどまた資料1で触れさせていただきます。

それから、今回の中間貯蔵施設は、あくまでも環境中に出た放射性物質を除去することに伴って必要なもので、その他のものを受け入れるということではありません。

4点目です。それから、仮置き場を現在各市町村にお願いしているわけですけれども、仮置き場への本格搬入開始から3年程度を目途として、中間貯蔵施設は供用開始させたいと思っております。この整備にかかるロードマップは、後ほど図5で見ていただきます。それから、その次にございますけれども、国は中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了したい、完了させると考えております。最終処分の方向については、技術の研究開発や、そのための評価が必要であると思いまして、これはさせていただきます。

そして、中間貯蔵施設の場所については、3ページ目になりますが、いろいろ考慮すべき点はあります。保管対象であったり、貯蔵・管理方法等いろいろありますけれども、適切な時期に関係市町村及び地域住民の理解と協力を求め、遅くとも24年度内に立地場所を選定したいと考えております。

また、中間貯蔵施設の安全性の確保のためには、いわゆる環境影響評価というこ

とも行ってまいります。

これが本文で書かれているものでございますが、これは先ほど冒頭申し上げましたとおり、10月29日に細野大臣から福島県内の全市町村の市長さん、町長さん、村長さんに報告したものであります。その後、さらに12月28日でございますが、このペーパーの一番最後に、絵がずっとつながっている後の一一番最後のページです、一番後ろのページに「中間貯蔵施設について」という一枚紙がございます。絵は順番に申し上げますと、「仮置場のイメージ」、先ほどご議論いただいた仮置き場のイメージとか、それから図2は、廃棄物などの流れはどうなるかと、これは除染に伴うものですが、図の2に書いてございます。それから、図の3は、これは福島県以外の各都道府県でありますので、中間貯蔵施設というものは書かれていないくて、「管理型処分場」という表現になっております。それから、図の4は、これは貯蔵対象種類別に区画を設けて順次搬入するということをイメージとして示したものです。それから、図の5は、中間貯蔵施設を整備する工程表を書いてございまして、基本構想、場所選定、基本設計、実施設計、環境影響評価、用地取得、その他もうもうの必要なステップを明らかにしてございますが、環境省としては27年1月から中間貯蔵施設に除去物等の搬入を開始させていただけないかと考えております。

その次は、除染に伴って生じる除去土壌等の試算についてという、この図の5の後についているものですが、これが先ほど申し上げた中間貯蔵施設で貯蔵する体積、それからその体積についての見積もりを説明したものであります。

そして、その後に何枚かこの絵が続きますが、一番最後の13ページになります。13ページでございます。13ページは、これは昨年の12月28日に双葉地方電源開発政策協議会を開催していただいた折に、細野大臣から町長、村長さん、そしてそれぞれの町村の議会議長の皆様にご説明した中間貯蔵について、さらに先ほどご説明した以上、何を今考えているかということを改めてまとめたものでして、規模については先ほど申し上げたとおりでございます。貯蔵施設の構成というのが必ずしも明らかに、10月末にはできていませんでしたので、その施設は受け入れ・分別の施設を持つとか、貯蔵施設本体を持つとか、減容化の施設を持つ、モニタリングはもちろんします。それから、研究等の施設も持ります。管理棟や修景・緩衝緑地という

のは、これは申すまでもないと思いますが、こういうものが入りますと申し上げました。

そして、1枚めくって本当に最後のページ、14ページですが、この中間貯蔵施設の建設、運営管理主体について考えを明らかにしました。これは、建設は国が責任を持って建設、運営を行いますが、その際に、国の100%出資の特殊会社であります日本環境安全事業株式会社、これを活用してはどうかと今考えております。なお、この会社は、有害化学物質であるP C B を全国5カ所で処理をしている会社です。

そして、中間貯蔵施設の立地候補地の要件ということで4点ございます。これはそれぞれどれに重きを置くのか、このすべてが満足しないといけないかというのは、いろいろ今後も議論しないといけないと思いますが、このときに申し上げたのは、安全性確保や環境配慮ということがまず必要でありますし、土壌等の輸送のためにには、発生地に近いところが必要かと。それから、3点目では、やはり相当な面積を必要とする施設になりますので、まとまった土地が確保できるかどうかということが要件になるだろうと。それから、最後には当面帰還が難しい、ないしはなかなか線量を下げにくいという場所を、そういう場所も視野に置かなくてはいけないのかなということで、4点あります。

ただ、この要件に従って、では具体的にどこを絞り込むかというようなところで、まだ検討が進んでおりませんで、皆様ご承知のとおり、現在双葉郡の町村会、それから双葉郡の議長会でしょうか、そこでこの中間貯蔵についてはどのように考えていいたらいいのかという協議をしていただくようにお願いしているところでございまして、環境省としてはそういった協議の中にきちんとご説明できるようにしないといけないと思っておりますし、今後その町村会等の議論を踏まえて、具体的な設置に当たっての各種条件といいますか、そういうことも考えていく用意がある次第です。

スケジュールについては、先ほどざっと申し上げましたので省略いたしますが、24年度中には用地に関する地元調整を終了したいと思っておりまして、そうでないとすると、なかなか27年度当初からの完成区域に限ると、完成区間ということに限るとしても、順次搬入が難しいかなと思っております。

なお、最後になりましたが、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するという考え方を改めて申し上げて、私の説明を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（猪狩利衛君） それでは、この中間貯蔵については、ただいま森谷さんから説明があったとおりであります。今後の我々議会の意見としては、これを今町村会が窓口になってやっております。前は議長会も入った一つの協議体の中でやっていたわけですが、今町村会で大体この場所ですか、そういうものも検討に入ってきたのかなと思いますので、議会では町長のほうにどんどんと意見があれば、後でその場で発言していただくように、取り入れていただくように要請するというふうにしたいと思いますので、皆さん方のご意見はそのときに伺いたいと思いますので、きょうは説明のみで終わりたいと思いますので、異議ございませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 異議なしと認めます。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 今の説明のスケジュールの最後、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外に持っていくということが、これどこのあれでも言うのですが、これを必ずできるかということなのです。中間貯蔵施設をつくるときに、もう既に30年後にはここに持ってくるよという、その使命的なものが、県外というわけですから、例えば宮城県のどことか、どの県に持っていくのか、そういうことが言えますか、それだけ教えてください。

○議長（猪狩利衛君） それは森谷さんでも答弁はどうかなと思いますが、一応お伺いします。

○環境省福島除染推進チーム長（森谷 賢君） 中間貯蔵施設がどこに設置するかというときにあわせて、福島県外での最終処分地を明確にすべしというご意見と承知しました。私、なかなかそれについては難しさがあろうかと思いますので、私が申し上げるのは、しかばここに最後に書いてあるようなことをどのように、細野大臣がおっしゃる、政権がかわったとしてもどのように担保するのかというところは皆様方のご意見を踏まえて一定の結論を得ないといけないのではないかと思つ

ております。私の申し上げるのは、申しわけありませんが、それが精いっぱいござりますので、どうぞご了承願いたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 最終処分場は、これはもうこの段階ではございませんので、中間貯蔵施設ということできょうの説明を終わらせていただきたい。これは、あと今町村会でまとめに入っていますから、そのときに質問してください、町長に言うなりなんなり言ってください。きょうは、今お昼ももう半ですから、この辺で終わりたいと思います。

どうも長時間ありがとうございました。以上につきまして、この2点につきましては終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

なお、1時半まで休議をします。

休 議 (午後 零時32分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長（猪狩利衛君） 再開いたします。

町長が公務が二、三件ありますて、お客様があるということで、来たり来ないだりというか、どういう表現がいいのかわからないけれども、常時出席できませんので、ご理解をいただきたいと思います。どうしても町長にという方は、本会議に一般質問を行うということでお願いしたいと思います。

それでは、付議事件の2番目として、富岡町災害対策本部に関する業務の執行状況についてを議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、説明資料に基づき説明をいたします。

なお、災害業務は班制になっておりますので、何々班というような制になっておりますので、業務執行していることから各班長よりのという言葉で議長から指名しますので、執行部の方はひとつご理解をいただきたいと、このように思います。

まず最初に、総務班長の説明を求めます。

総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 総務課の滝沢でございます。総務課総務班につきましては、通常業務で行っていますので、災害対策本部の今回の班の中には入れてお

きませんが、口頭でお知らせしたいと思います。

また、輸送班に当たっても、スクールバスの輸送業務のみということになっておりますので、ここでお知らせしたいと思います。

また、各出張所においても12月19日以降通常業務に入っていまして、各出張所の職員で頑張ってもらっておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 順序間違いましたが、ここでまず報告事項あったわけです。

8番、高橋実君、それから2番、山本育男君が2人早退をしております。

以上、報告します。

今総務班長の説明が終わりましたので、質疑ございませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 総務班でいいんだとは思うのですが、調整懇談会、各仮設で行ってきましたよね。その部分で、人探しとか、そういう部分でうちが壊されたとか、トラクターが壊されたとかすごい苦情出ていると思うのです。そういう部分に関しては、その場でそういう意見出たものに対してどういう答弁しているのですか。

○議長（猪狩利衛君） 総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 今の議員さんの質問は、行方不明者の捜索とかで出入りといいますか、あったときに、今農業機械とか、そういうものがあったのがなくなっているとか、そういうことについてはどういうふうなお答えしているのだということでおよろしいですか。

○11番（渡辺三男君） はい。

○総務班長（滝沢一美君） それについては、各警察署、自衛隊のほうに確認をし、そこでそういう問い合わせがあった方については文書、書面でもって、口頭でもってお知らせしているというのが実情でございます。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 皆さん聞いてわかっていると思うのですが、津波で流された、つぶされたうち、自衛隊の捜索やら瓦れきの撤去の中で、何とかにもすべてだ

めになったと。せっかくいろんな思い出の写真もあるのに、いろんなものがあるのに一声かえてもらえなかつたのかという問い合わせに対して、町のほうはそれは自衛隊がやつたとか、そういう答弁しているみたいなのです。それが事実だとすれば、大きな間違つだと思うのです。自衛隊にゴーサイン出すのも、すべて町のほうからゴーサインを出しているのだと思うのです。そうすれば、責任の一端は町にあるのかなと思うのですが、町にあるとすれば、やはりそういう人たちにはきつとした謝罪なりなんなりしないと、町民は納得しないですよ。我々歩いていろいろ話聞いた中では、全然納得していないですからね。そういう人には今後どう対処するのですか。

○議長（猪狩利衛君） 災害対策本部生活環境班班長、緑川富男君。

○生活環境班長（緑川富男君） 総務課の質問の中で、捜索活動ということでちょっとそれについて、当時都市整備課ということで、都市整備課が一応警察署あるいは自衛隊の捜索活動について立ち会いがあつたということで、私と郡山課長がそれぞれ担当したということで、今も引き続きそういうふうな苦情について対応しておりますので、ちょっと私のほうから経過等報告させていただきます。

議員ご承知のように、まず捜索活動ということで、双葉警察署あるいは陸上自衛隊が中心になって捜索活動を開始しました。その中で、町としての役割ということでは、一応建物とかそういうもので倒れかかっているものとか、あるいは建物がそれを取り壊ししないと、その下に捜索する人がいるかどうかという非常に微妙な部分がありまして、その辺についての立ち会いを求められて、連絡がつけばそういうふうな形で連絡をして進めてきたというのが現状です。

それから、もう一点として、建物等について、要は流されて瓦れきが一緒になつて建物に入り込んだとか、それから建物の中に車が入つているとかという状況も多々見受けられました。それについては、一つ一つの建物について町がすべてそれを一緒に立ち会つて把握しているというような状況でもございませんし、それはそれぞれの法的なもので警察署としてやつたもの、あるいは自衛隊としてやつたものもございます。ですから、最終的には今町民の皆さん、どこにかかるかというのをなかなか非常に難しいということで、町に今いろんな相談が来ています。それについ

ては、町政懇談会の中でも話が出ましたけれども、町として警察署がやったとか、自衛隊がやったとかというような形ではなくて、それぞれ個人的な問題もありますので、大勢の前でどうこうというような形ではなくて、個人的なものの話は聞いて町としてできるものとして、例えばそういうふうな町民から言わされたことに対して警察署なり、自衛隊なりの見解を聞きながら、あるいは県の見解を聞きながら、それぞれに対応していきたいというような形で、今そういう形でそれぞれの回答を求めているような状況でございます。

ですから、最終的にどこが責任があるかというと、私たちも今現在、いや、町ですよとか、県ですよとかと、そういうふうな形はなかなか今現在の中では言えない状況ですが、個々に相談を受けたものについて、町でできる限り回答できるものは回答していきたいと、そういうふうには思っております。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 説明の内容は理解できます。ただ、今回いろいろ歩いてそういう苦情言う人は、苦情言う人の話も理解できるのです。いわきとか海岸線、津波でやられた地区の状況なんか見ますと、早いうちから随分津波でやられた地区は私も見て歩きました。いわき市ならいわき市がきっちと一人一人から、持ち主一人一人からきっちとこれは解体してくださいとか、残してくださいとか、全部玄関先に張り紙をして、解体業者は解体するような状況、遺体捜索でも何でもすべてそうなのです。早いうちからそういう状況を踏まえてやっていた、向こうはやっていたと思うのです。富岡町は、それをやらなかつたのが一つの汚点だったのかなと思うのですが、そんなこと私はどうでもいいのです。ただ、今回いろいろ歩いた中で、議員の人らは全然そういう話聞いてもくれない、質問もしてくれない、そういう話出るのです。それで、遺体捜索だろうが何だろうが、そんなのはおれの持ち物なのだから、おれに断りなしで壊していいのか、それはごもっともな話なのです。ただ、それに私も何回か反論はしましたよ、今遺体がそこに挟まつていて、遺体捜索やつているのに、一々あなたから了解とらなければ遺体引き揚げることできないのかと、人命が一番優先だと、人の命もそうだし、人がそこで亡くなついたら、そんなこと関係なしにぶち壊したって何だって引き揚げるのが当然だべと、これは時と場合

によりけりだと反論もしましたが、やっぱりもう1年たつのですからね、もうすぐ。やっぱりきっちとした答えを出してやらないと、その答えというのはやっぱり町がゴーサインを出しているのですから、町がきっちと私は謝罪すべきだと思いますよ。町でゴーサイン出しているのだから、自衛隊だって謝罪しないでしょうし、県警だって謝罪しないでしょう、謝罪というと重い言葉になってしまふかも知れませんけれども、やっぱりきっちとその辺は納得いくような説明をして、頭をひとつ下げるべきなのかなと私は思うのですが、その辺は今検討中だとすれば、いつころまで検討して答えが出てくるのですか。

○議長（猪狩利衛君） 緑川災害対策本部班長。

○生活環境班長（緑川富男君） 今議員がおっしゃったように、立場的に町民がそういうふうに壊されたということで、町民としての思いも私は話を聞いて十分理解はするところなのですが、またあと瓦れきの処理につきましては、先ほども言ったように、国からの通達とかそういうもので、瓦れきとかあるいは流出した建物については、ある程度そういうふうな形で壊してもいいよというような通達のもとに、警察署か自衛隊も進めていることは事実ではあります。ただ、ある程度連絡とれるものにつきましては、当然連絡をするというようなこともありますし、町にそういうふうな依頼が来た部分で連絡とれた部分は、そういうような形でやったときもあります。ですから、ケース・バイ・ケースですが、連絡とれなかつたあるいはそういうために黙ってやつたという部分もあるのですが、その中ででは町として、例えば最終的には賠償の問題にはかかってくるかと思うのですが、我々担当している人間として、例えば話の中で我々の判断だけで賠償するとかということはちょっと言えないような状況でございます。ですから、話は話としてお聞きして、町としてできるものは今度町としての対応をどこまでできるかということで、上まで相談しながら進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） その話は理解できるのです。ただ、自衛隊が瓦れき処理に入りますよとかと町に連絡来たときに、町は一切、では、お願いしますとか、そういう立場にはないということなのですか。もう一方的にそういう瓦れき処理とか、

そういう部分は一方的に町内であっても自衛隊が勝手に来てやることも可能だということなのですか、法律でいうと。多分それはむちゃな話かなと思うのです。富岡町が富岡住民にかわってゴーサイン出しているのかなと、私はそう思うのですが、その辺私の間違いですか。

○議長（猪狩利衛君） 災害対策本部生活環境班長。

○生活環境班長（緑川富男君） そういうことではなくて、当然町としてそういうふうな搜索活動については、当然お願いするべきことをお願いしていると思います。町がゴーサインではなくて、町から県に行って、県が多分ゴーサインという形で自衛隊には要請して出ていると思いますけれども、その中で当然今言ったように、搜索活動の話ですから、あるいは瓦れきの撤去という形で町にも相談は来ていると思います。ですから、全然関係なくやっているということではなくて、当然自衛隊がそういうふうな搜索活動とか、瓦れきの撤去をするときには当然町もある程度行って状況を見ていたりもしていますし、終わった後も状況も確認もしていますから、ですからかかわりがないということではなくて、そういうような形ではやっていることは間違いないですけれども、ただ今現在として、例えば町なのか自衛隊なのか警察署なのかという一つの最終的な結論を出すときに、まだどちらとも言えないような状況でいろいろそちらのほうに当たっているということは事実なのですが、なかなか明快な回答が出てきていませんというのも現実的なものとしては思っている状態です。

ですから、町がかかわりがないとかという形ではないし、自衛隊がやっていたをしているのも、町も何らかのかかわりがあってお願いしているということは、町も私も十分理解しているところです。

○11番（渡辺三男君） 何か同じだな、何かはっきり明確なこと出てこないです。その瓦れき片づけに関して、一番最初ゴーサイン出すのはだれかといったら、今の話だと町が県にお願いして、県が自衛隊出動お願いして、自衛隊が来てやると。やるときに町もある程度行って立ち会って、全部が全部ではないですけれども、見ているという説明だと思うのですが、それだったら町でしょう、一番発端は。町が県に頼むのだから、県が自衛隊ですから、だと思うのですが、違いますか。

○議長（猪狩利衛君） これは、暫時休議しますけれども、やはり富岡町民でそのような苦情が来ていると。それはそんなには数はないと思うのですけれども、これは把握していると思うのです。やっぱり町の町民がそういうような誤解をしているか、責任の云々ではなく、町として本当に申しわけなかつたぐらいの、それは言葉あってしかるべきだと思うのです。これは、そう言えば補償費用を出せとか、そういうこと言われるおそれあると多分そういう考え方になっているかもしれませんけれども、その責任の云々は別としても、やっぱり町民がそういう目に遭つて、そういう町に不信を持っておるということになれば、町を代表する方が行つて、担当者も含めて申しわけなかつたということぐらいのやつぱり心の優しさはあってもいいのかなと、こういうふうに思うのです。そういう意味を含めて、いま一度答弁。

緑川班長。

○生活環境班長（緑川富男君） 個人個人でそういうふうなお話があったときには、議長からお話がありましたように、当然連絡をしないでやつたことについてのおわびについては話をしながら、これまで話し合いを進めてきました。まず、瓦れきの片づけというよりも、基本的には搜索活動という名目でございます。瓦れきの撤去ではございません。搜索活動の中で、その中で一緒に……

〔何事か言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほどからもお話出ていることについては、以前からそういう声はあったのも私は承知しております。これまで具体的な行動というのは、今緑川班長が申したとおり、ここに対応してきたものというふうには思いますが、今議員のおっしゃられるとおり、私も心の中ではまだまだ全然承服していないと、承諾していないということでございますから、これはできる限り、我々もできる限り誠意を持った話し合いというのですか、そういうことに努めていきたいと思います。その手法については、町長にも話は上げまして、どういう形で臨むかということについては、具体的に詰めた後で対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩利衛君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 最後に1点聞きますけれども、大半は町政懇談会の中いろいろやりとりがあったと思うのですが、本人たちからいろいろ言わされたことだと、町政懇談会の中でいろいろ言わされた部分が多いと思うのです。その後個々に対応しているということですから、個々にその人たちに2回とか3回折衝して、いろいろ話し合いを持っているということで理解していいのですか。

○議長（猪狩利衛君） 緑川班長。

○生活環境班長（緑川富男君） まず、いろいろ町政懇談会の中でお話が出た方もありますし、役場に直接来られた方もおりますし、文書でよこした方、それぞれさまざまです。文書でよこしたそういうふうな方について、あるいは役場に来た方については、回答として文書で回答というような形ではやらせていただいて、それは何回かやっております。

それから、町政懇談会でそういうふうな話も出ました。それについては、先ほどお話ししたように、結構多くの質問というような形がありましたので、町だけで答えられる部分でもない部分もありますので、要は双葉警察署あるいは自衛隊、あるいは福島県さんにそれぞれわかる範囲の中で一応回答を求めて、それについてやつと今回回答が来たところでございまして、その回答については、まだ本人についてお話はしていませんけれども、近々そういうふうな形で経過報告という形の中で話をしに行くというような計画は持っております。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 大玉村の応急仮設の自治会から赤色灯の金額早く出してもらえないかという問い合わせが来たと思う。それが、今度の議会にかける、二十五、六万の感じだ。今度の議会にかけないと出せないというような話をして、困っているのだというような話をしているけれども、今まで町長が決裁をして、そして私らに注文書を専決のようにして報告している分があるだろう。何で今回そういうふうにして金出してやらないのか、その辺お聞かせください。

○議長（猪狩利衛君） 総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 今のは、多分私も新聞等でも見てますが、大玉村の

仮設自治会が黄色い旗、それから赤色灯でやったということで、その経費二十数万円を払ったということでは承知はしていますが、それが議員おっしゃるように、それを町のほうに出してほしいとか、そういうことでは今のところ私承知していませんでしたので、その辺で聞きましたので、今後ちょっと調査してみたいと思います。お願いします。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） それについては、県側にちゃんと要請したら、県は町さ銭やるから、先行してやってもいいよということを言われてやったのだよ。それで、銭町さ来ているものを何とかしてもらえないのかと言つたらば、今度の議会にかけなければだめだと、何で普通に専決処分で、1,000万もの銭専決しているくせに、何で25万くらいのもの専決して出してやれないのか。ある人が立てかえているだけの話だろう。これ総務班長は全然把握していないのか。

○議長（猪狩利衛君） 総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 大玉の所長が来ておりますので、大玉の所長から経緯を説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（猪狩利衛君） 大玉所長、三瓶君。

○大玉所長（三瓶雅弘君） その件は一応自治会長のほうから話聞きまして、県のほうに請求して、県のほうから補助金で来るという話だったのです。その後は済みませんけれども、私のほうは……

○6番（宮本皓一君） 全然違う、理解していないのだもの。

○大玉所長（三瓶雅弘君） そういう話で、補助金が県のほうから自治会のほうに入るという形の流れだということで理解していましたけれども。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） それについては、自治会に直接伺って、町に入ってきたって。それで町では、今度の3月2日からのあれで補正に上げるのでしょう、これ、上げるようになっているでしょう。そうしたら、そんなもの補正上げる話ではなくて、専決処分で解決して、銭先出してやらないのかということを言っているのだ。

○議長（猪狩利衛君） 渡辺健康福祉班長。

○健康福祉班長（渡辺清治君） 私もちょっと資料をこちらに持ってきていないのではっきりしたことは言えないのですが、多分介護保険のほうの地域支え合い事業というところに補助金は入ってくるのだと思います。今回赤色灯と、あと除雪費の費用ということで、多分予算計上、3月補正という形で上げていると思います。その内容かと思います。ただ、今言う専決処分かどうかという話ではちょっと私どもお答えできないのですが、一応3月補正の中では計上しているというふうなことで。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 県からそういう名目で金が来るわけだから、そういう部分については専決処分でも何でも、今まで専決やったことないというならば、そんなこと言わないのだよ、1ヶ月も2ヶ月も、ある個人がその金を立てかえて錢払っているのだ、そしたらやってやつたらいい、それが血の通う行政ではないのか。行政というのは、町民に対してのサービス機関だと思うのです。そういうことを理解したら何ぼでもできると思うのだけれども、その辺の見解については、町長の意見聞きたい話だけれども。

○議長（猪狩利衛君） 一般質問はできませんか。

総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 今健康福祉課長が言うように、もし今回の3月補正で出ているものであれば、議決後速やかにすぐ出したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 9番。

○9番（堀川一也君） 総務課長が1回説明しただけで、全部説明させて質問に入っていますが、そのような方向づけでやっているのですか。

○議長（猪狩利衛君） そのとおりです。皆さんの災害についてのいろいろの意見を承るということです。

○9番（堀川一也君） もう一度伺いますが、この資料の説明はないということですね、では。

○議長（猪狩利衛君） 資料の説明、これやっていたのでは時間ばかりかかって、皆さんに要望だけ……

11番。

○11番（渡辺三男君） 今9番が言ったように、順番にこう行くのかなと思ったら、住宅支援班に飛びましたので、私最初言わなかったのですが、私も6番と……

〔何事か言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） そういうことで、私質問しなかった、もう言わなかったのですけれども、まさに6番が言うとおりだと思うのです。1,000万円以上のお金を時間がないからといってあれで出している経緯もありますよね、専決で。それで、今この大玉の問題は、各仮設で何でそんなお金町で出してやれないのだという話が広まっているのです。個人に出させるお金なのかと、そういう話で広まっているのです。だから、皆さんが考えている以上に、そういう話というのはすぐ広がっていってしまうのです。だから、その補助金の県の補助だとか、どこの補助だというやりとりしている中で、例えば県の補助で時間がかかるとすれば、専決処分で町のほうのお金で出してやるとかという、その手厚い心遣いですか、そういうものが必要なのかなと思うのです。

先ほど今度の議会の補正予算で上がってくるものと思うという答弁ありましたが、あとなかつたら困りますので、それ大至急調べてくださいよ、上がるのか上がらないのか。

○議長（猪狩利衛君） 渡辺健康福祉班長。

○健康福祉班長（渡辺清治君） 今調べておりますので、少々お待ちいただきたいと思います。

○11番（渡辺三男君） では、後でいいです。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

総務班長。

○総務班長（滝沢一美君） 今そういう全体的にというお話がありましたが、ページを追ってやっていただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） まず、この災害についていろいろ問題点があれば承るとい

うことで、までに精査する必要ないと思うのです。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 大玉につくった仮設住宅の630戸、今入居しているのが230ぐらいですよね。それで、県のほうでは300戸ほど移設、移築する旨の許可が出たというような話を承っているのですが、それについて本当なのかどうか、その辺からお聞かせ願います。

本当だとすれば、どこさ移設するのか、その移設先等についてもお知らせください。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津税務班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 今のご質問の大玉村の空き戸に関しては、実際議員おっしゃるとおり40%以下の入居率ということで、一方いわきのほうでは今現在でも200世帯以上の申し込み者がキャンセル待ちということになっております。その辺の実情を踏まえて県のほうに要望しまして、県のほうで実際空いているところもあるものですから、移築の考えで今進めていきたいというようなお答えはもらっております。ただ、いわきのほうの建設地の問題、それから県全体の仮設の中で、まだ移築に関しての県の考えがまとまっていないということで、その辺のことを踏まえて移築に関して進めていきたいというお話はいただいております。ですから、県としては今事務方のほうでは移築の考えで進めていただいております。ただ、県全体の仮設の中で、富岡だけ移築していくというのもなかなか問題あるということで、県全体の仮設の考え方をきちっとして、余っているものは要望のあるところに移築するのだというのをきちっとまとめてからその事業を進めていきたいというようなお話をいただいております。私のほうで要望しているのはいわき地区ということで、今協議しております。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 町側から要望して、これ具体的な話が出ているのかどうか、ちまたでは300戸移設するのだというような話になってますよ。その辺はどんなふうなのかわからないけれども、町側から移設の要望をして、県サイドではいつしてもいいという話になっているということでしょう。では、もうこれ大至急あれす

るよう、町長を先頭に陳情でも何でもして、早目にできるようにお願いします。

それと、今泉玉露、それからこっちの好間の仮設住宅についても、かぎは持っているけれども、住んでいないというところがあるのだ。これについては、待っている人たちが、やっぱり空いていないのかと仲間同士でしゃべるから、いや、おれの隣は空いているのだけれども、かぎは持っているのだというような話で、何だって、町では自分のところの息のかかったというか、そういう人にはかぎを預けておくのかというような話までされるわけだよ。だから、その辺をどんなふうに町では考えているのか、その辺もお聞かせください。

○議長（猪狩利衛君） 林君。

○主幹兼いわき出張所長（林 修君） 好間と泉の入居状況の報告をします。

確かに好間についても、何戸かかぎは受け取ったが、その後入居状況ないということがありましたので、電話連絡等をして、実際入居されていない方についてはかぎの返却を受けました。あと好間については、引き続き4戸についてはちょっと様子を見させてくれと。入院している方もいらっしゃるしというようなことで、4戸が今経過をちょっと注視しているような状況にあります。決して入居していないわけではなくて、仕事の都合でこちらに来ていないというような経過ですので、こちらは様子を見たいなと思っています。

泉玉露のほうも、数的には26戸ありました。追跡して半分の13戸については返却もしくは入居しております。その入居の日にちについては、毎日という状況ではない方もいらっしゃいますが、半分程度はきちんと入居の状況にあります。残り半分については、仕事の都合とか、事情がちょっと把握できているのが11戸あります。それで、それは今月末、もしくは来月中旬まで経過を見て、それでもう一回再度交渉して、回答期日を設けたいというふうに思っています。残り2戸ぐらいはちょっと連絡とれない状況にありますと、今手は尽くしているのですが、事情が全くないということであれば返却を強く求めていきたいというふうな考えでいます。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 今いわき地区ですと、借り上げ住宅あるいはそういうもろ

もろの住宅事情というのは非常に見つからないというような状況で、あそこあいているのに何で貸してくれないのだというようなことで、先ほど阿久津課長からもあったように、200人くらい待っているのだね。だから、そういう意味では、そういうふうにかぎだけ持つていて住んでいないなんていうところについては、1ヶ月も入っていないような状況であれば、もうお返し願うというようなことで、何とか住みたいという人に、その意向に沿えるような形でお願いしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津君。

○税務課長（阿久津守雄君） 先ほどのもう一つ、町長のほうのお話なのですけれども、町長のほうにも十分県のほうの幹部、あるいはそういうところに要請をかけていただいております。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 先ほどの玉露のされた話なのですけれども、正式な場ですから、ちょっと名前は伏せておきますけれども、県の職員と私も話しているのです、町のほう動き悪いから。県のほうでは、町から正式に申し入れがあれば、先ほど「移設」という言葉、どちらでもいいのですけれども、「移築」と言ったのですか、移設できますよと。ただ、もう今の時期だから便利な場所はなかなか難しいですけれどもと言うから、それはわかっていますよと、私もいわきさんざん歩いているからということで、それは話ししていて、ですから何で町が正式に早く申し入れをしないのかなと。先ほどの話ですと、これから検討して、そういうルールづくりをするみたいな課長の話でしたよね。もっと一步進んで話なのですよ、私聞いているのはですから、いつやるのかなと思っていたのです。

あわせて、これは私も県のほうに電話したならば2つの意見があつて困っているのですけれども、特例借り上げ、特例借り上げの部分が3月いっぱいで県外から来る者を除いて新規及び移転は認めないという話と、いや、そうしたいけれども、まだ決まっていないという話があるのですけれども、それはどちらが事実なのか、町として把握しているものは。その2点確認します。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津税務班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 仮設住宅の移築については、事務レベルでは移築の方法で進めたいと言っているのですけれども、県の方針として、まだ正式に決まっていないので、その辺をきちっと決めてから行いたいという見解でございます。以前から私のほうでは、いわき地区に200戸の仮設をつくってくださいというような要望をしておりまして、その回答として今余っているほうを移築して、富岡町の入居率を80%ぐらいまで上げたいというような形で、今県は考えているというようなことでございます。

それから、借り上げの件なのですけれども、借り上げについては先ほど申しましたように、特例の県外からのものも住みかえ、移転ですね、今住んでいるところから別のところに借りかえというか、そういうものについても3月末で国が終了したいと言っているというのです。それについて、今県と国で協議中だということで、とりあえず3月末までで見合わせていただきたいというのが県からの通知でございます。今の状況としては、そういうような状況でございます。

○議長（猪狩利衛君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 余りかみ合っていないのだけれども、ですから移築のほうも私はもっと正式に町から申し入れがあればできますよというふうに聞いているのです。あとこれ以上言っても無理なら、あと別途お話ししますけれども、それから特例借り上げのほうの部分も、住みかえ、それも難しいのです。特にいわき地区の場合物がないのです。3月に動くのを待っている人もいっぱいいるわけです。ところが、県のほうでは、例えば2月の仮に中旬、ちょっと過ぎてしまったから、20日なら20日にあくから、では続けて次を借りたいと、そうすると、いや、2月は前の分で払うから、次の分は3月にならなくては契約しないでくれと。そうすると、今可能なのは、2月中に3月頭からの契約以外、要は3月で打ち切りだというけれども、実質3月入ったら4月1日からと県が言うのが目に見えているので、借りられなくなってしまうのです、ちょうどあく時期に。ですから、その辺も含めて、今困っている人いっぱいいるのですから、もっと町のほうは県のほうに、直接国には言えないのでしょうかから、その特例借り上げのほうの部分は、県のほうと相談して、そんな今打ち切るなんてばかな話ではなくて、それから先ほどの仮設だって、原則

8割でしょう、原則8割充当して、それでも、物足りなかつたら県はつくりますよと、では、富岡は七十二、三%ですか、恐らく、大玉でめちゃくちゃあいていますから。だったら、それは移築ということは、何も町のほうと話してもあれだったら、私もう勝手に県のほうとどういう考えなのと話ししているのです。ですから、その辺をもう少し、困っている町民いっぽいいますので、前向きに、忙しいのはわかりますけれども、県のほうともっとしっかり話を詰めてほしいのです。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津税務班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 十分その辺は理解しまして、県のほうとも強く訴えております。借り上げ住宅については、3月末というのは異動時期の大変混み合う時期でありますので、この前も大臣来られたときに、その旨直接町長から撤回してくれというような話をしていただいたような形で、いろんな方面でそういう不利益にならないように努力してまいりたいと思っていますので、ご理解お願ひしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今阿久津班長が言われたとおりですが、先日松下復興副大臣が来られたときに話をされる機会があったのですが、いろんな話もあったので、実はその住宅の借り上げについて、3月末という文言がでているので、我々その状況が何も変わらない段階で、そういうところだけ切り捨てられていくということについてはよく理解できないという強い口調でその話をされて、ついて来られた方は大分いたのですが、皆さんそのことはわかっていないくて、町長から言われてこのような発言で、そういう状況があるということがわかって、うちのほうから、県のほうから町のほうに対してこのようにしていただきたいというようなメールのコピーをちょっと持つていていただきて、具体的に検討・協議しますよということを直接訴えたということで帰られて、まだその返事は来ていませんが、そういう形で訴えもしているような経過がございますので、報告させていただきます。

○議長（猪狩利衛君） 12番。

○12番（塚野芳美君） 仮設も移築するあれを考えた場合に、土地がない、ないと言いますけれども、ありますからね、現に。今私、正式な地名言いませんけれども、

逆にできたところで差しさわりのないところを言えば、鹿島街道のメヒコのすぐ隣のところに約200世帯分ぐらい、大熊での時期にあって、ちゃんとああいう便利なところにつくって住んでいるのですよ。まだそのほかいっぱい便利なところ、そこそこ便利なところに土地はありますから、本気で探して交渉すれば、国とか市とか、それから国、県、市、それからいわゆるだけではなくて、民間の土地も含めていますから、本気で努力してほしいと思うのです。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

1番、黒沢君。

○1番（黒沢英男君） 富岡町災害対策本部に関する業務執行状況の6ページ、税務班の家屋被害調査について、私これ前にも一度言ったのですが、何か1月の時点で完了しておりますという結果になっているのですが、どこまでが完了されているのか、目視でやっているということなのですが、この3,575棟で完了しておりますということになっているのですが、完了していない部分もまだ多々あるのではないかですか。それは、今後どういうふうな方法でやるのか。例えば申告してもらうのか、町民に対してです、この判定、例えば全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊というふうな判定になっているのですが、そのほかこの3,575棟のほかはもう調査終了なのか、また引き続いてやるのかどうなのか、これは前にも私質問しているのですよね。それで、これで完了しましたという話はないと思うのです。その辺どういうふうな考え方持っているのかお伺いします。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 今の6ページの、ちょっと書き方も悪かったのだと思うのですけれども、当初一応4,000戸ということで考えておりました。1月末現在で3,575ということなのですけれども、実際調査しましたら、おおむね木造家屋だけで4,700戸ぐらいになる予定であります。今も引き続き調査はしているのですけれども、今回の3月補正の中でも、その不足分の予算を計上しているところでございます。

それから、これはまず1次調査の調査内容なのですけれども、これ外見だけでの調査でございます。次に、この調査した家屋に対して住んでいた方を今度マッチン

グさせなくてはならないという作業があります。所有者だけではなくて、住んでいた人すべてに罹災証明書出していくような形になりますので、その調査した家屋ごとに実際どの方が住んでいたかを今もともとの住民基本台帳とか、いろんな支援金の受給の住所とか、いろいろ考え合わせまして、今の我々持っている家屋台帳の中にだれがどこの家屋に住んでいたかを今マッチング作業もしているところでございます。これが終わり次第、1回目の判定のことで罹災の証明を通知したいと思っております。その後不服があれば、第2回目の2次調査のほうに移っていくような形になります。これは、内部調査もしなくてはならなくなるものですから、その辺今警戒区域の中でどういうふうにしてやっていくかというのが今後の課題というか、になっていくというような形で、今問題として残っております。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君） よくわかりましたが、例えば1次調査で目視で、全然見当違いの目視をしているというふうな形で見逃している場合に、果たして住民から何でうちをこれだけの半壊しているのに、なぜ調査をしてくれなかつたのかという苦情を出された場合に、果たして 町としてはそれでは調査をしますという方向になるのかどうなのか、その辺はっきりしていただかないと、そのままで終わってしまうのです、内部調査まで入らないで終わってしまうのです。外部調査されないものに対しては、内部調査に入れないでしょう。その辺もう一度。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 1次判定外部目視と、建物の傾斜だけは今外観で見ていますが、その中の判定で不服というか、中も見てくださいという要望であれば、2次調査のほうに入っていくような形になると思います。

以上です。

○1番（黒沢英男君） もう一度、3回目。

○議長（猪狩利衛君） 1番、黒沢英男君。

○1番（黒沢英男君） だから、1次調査に全然、例えば4,700棟、これからあと1,000棟ぐらい調査をするということなのですが、この予算に組んでやるという先

ほどの回答なのですが、それにも入らなかつた場合にはどうするのかと。だから、住民から苦情で、うちの調査もしてくださいと言われたときに、町はやるのかやらないのかという、住民からうちの建物の調査を、半壊か全壊か一部損壊か何かの調査をしてくださいと言われたときに、やるのかやらないのかということを聞いているのです。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 基本的にすべての家屋をやることになっておりますので、ここに住んでいたという方の申し出があれば、抜けていたものに対してすべてやります、1次調査は。

○1番（黒沢英男君） 全部やるのですね、全戸を。

○税務班長（阿久津守雄君） 住んでいる建物だけです。事業所とかそういうものは対象外でございます。

○1番（黒沢英男君） 了解。

○議長（猪狩利衛君） なおあの皆さんに申し上げますが、きょうは全員協議会ですから、個別審査はしていませんから、あしたは常任委員会ありますから、あしたは自分の所管の個別調査をします。きょうは全員協議会ですから、今災害で問題になっているいろいろの問題、諸問題を今検討しているのですから、その辺をひとつ誤解のないように、進め方おかしいとか、あるいはいろいろちょっとわきのほうからあるようですが、そういうような考え方でやっていただきたい。

〔「多数決とてみてください」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 多数ではない、議長の権限。

そのかわり、やっぱり自分たちしゃべる人ばっかりしゃべらないで、ある程度見計らって話をしてください。よろしくひとつその辺はご協力を願いたいと思います。

14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） 私は、今回税務課が家屋調査をしているというのを初めて知りました。ご存じのように、東京電力が対物の部分については、我々の地域の部分についてはそういう状況で入れないということで、対物補償がまだ全然進んでいないし、そこに大きな不満が町民からあるわけですが、これは町がこういうこと

をやれるということは、当然これ東京電力もこういった調査をして、いち早くやっぱり家財に対する対物補償の準備を早くできるという状況だというふうに思うのです。こちら辺が、今度の税務課の部分の被害調査については、なぜ可能になったのか、その辺ちょっと事情を知りたいのですが。警戒区域だったら普通入れないということが前提になっていますよね、そこがいいのだということになっているわけですから、本来ならばもっと大事な対物の補償を東電とか国がきちんと対応するということが、今一番求められるところなのだけれども、逆になっているような気がするのですけれども、この辺の理由、担当税務課ではそこまでわかるかとは別として、これまで入れる状況になったのは何の……

○議長（猪狩利衛君） 阿久津税務班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 東日本大震災ということで、この地震に対して家屋が被災したということで、地震、津波あるいは火災のときに出すものが罹災証明書でございます。今回は、地震と津波に対する被害について、町が調査して罹災証明書を発行するというようなことになります。これは、実際今回議員おっしゃるとおり、警戒区域の中は罹災証明書の発行は求められないというふうになっているのですけれども、比較的富岡町、線量も低いところもあるということで、広域調査の中で双葉地域の建築士会の協力ができるということだったものですから、いち早く被害調査のために入ったというような状況でございます。これは、警戒区域が解ければ、すべての市町村が家屋の調査をして、罹災証明の発行をするという形になりますが、一度に各町村どっとやると、調査する人もなかなか面倒だということで、富岡町いち早く協力できるというようなお話だったものですから、警戒区域の中でも調査したような形になっております。

以上でございます。

○議長（猪狩利衛君） 14番、関友幸君。

○14番（関友幸君） そうすると、その判定地は、家屋の捜査の協力を得られるからということで可能だというふうにとらえるべきなのか、これは本来ならば国が警戒区域を指定しているわけですから、国の許可がなければできないのではないのかなと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（猪狩利衛君） 緑川生活環境班長。

○生活環境班長（緑川富男君） この建物の調査につきましては、今税務課長が言ったものもあるのですが、始まる前にはやっぱり多くの町民の中から、この罹災証明書があることによって、例えば子供さんが学校に行っている場合の授業料の免除になるとか、そういうような形とか、いろいろな形でやってほしいなというような要請がいっぱいありました。その中で、警戒区域であるということで、これもそうなのですが、建物の屋根のブルーシートがけとか、そういうものもやっぱり町民の声が大きいということで、その辺は国とのやりとりをしながら、国としてもそういうものを認めていただいたという経緯があります。これをやることによって、今回は、今は津波だけの方については、生活再建支援金という形を出していますけれども、これをやって、今度例えば全壊とか大規模となった場合には、地震によるそういうふうな生活支援の再建制度も適用になって、それも皆さんに反映できるという部分も出てきますので、そういう面でいろいろな面から国に働きかけて、国で一応許可をいただいたというような経緯でございます。

○議長（猪狩利衛君） いいですか、関君。

○14番（関 友幸君） はい。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 関連ですけれども、当初この調査、12月中旬くらいで終わる予定を組んでいたのかなと思うのですが、大分おくれていると思うのです。そのおくれている状況、多少これから当初見込んでいた数よりふえるという部分は出てきているとは思うのですが、そのふえた部分を抜いても、まだ追いついていないのかなという現状があるのかなと思うのですが、そのおくれた原因と、あとそのことによって支障を来している人がいないのかということ、2点お聞きします。

○議長（猪狩利衛君） 阿久津税務班長。

○税務班長（阿久津守雄君） 当初はもっと早く終われるかなと本当に思っていました。実際入ってみると、やはり家屋の周りが瓦れき等でかなり被災している状況で、なかなか1件当たりの作業が進まないというのが一つ。それから、どうしても線量のこともありまして、1日当たり4時間ぐらいの作業ということもあります

し、遠いところから富岡に入らなくてはならないというところもありまして、やはり数と、あと環境がなかなか当初の思惑と違っていたというところがあります。最初やぶとかそういうのは余り考えていなかったのですけれども、10ヶ月ぐらいたつと農村部でいきますと、周りがもうやぶになっていて、家屋の周りの調査がなかなかできないというところもありましたし、あと屋根のかわらが落ちそうで、近づいての調査がなかなかできないとかというのもありますし、最初の2ヶ月ぐらいは、建築士の方々もやはり同じ尺度で見られないといいますか、その辺の勉強会といいますか、同じ建物を調査しながら、同じ尺度で測定できるように、ある意味勉強会みたいなところがありまして、数が進まなかつたというのも一つの理由かなというふうに今考えております。年度明けまして、1月ごろからかなりスピードアップはしてきたと思うのですけれども、そんなところでちょっとおくれてしまったというのは本当に申しわけなく思っています。

支障のほうですね、私のほうで今のところそういう、確かに急いでほしいというの là はありました、それで支障は余り聞いてはいないです、数は。

○議長（猪狩利衛君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 苦情來ていないということは、支障は余りまだ來していないのかなと思います。

あと一つ、工期かなりおくれていますので、いろんな人に中身を聞きますと、何か今言ったこととまるっきり反対の言葉なのですが、人が集まらなくて困っているという状況が一番のおくれの原因なのかなと私思うのですが、正月過ぎて、2月に入つてからばたばた人を大量にお願いしてやつてある経緯見られますので、やっぱり今の判定基準です、判定基準をきっちり末端まで知らしめてやらないと、今度最終的に納得いかないから内部調査してくれという数が今度はふえてきますので、そうすればまた経費の無駄遣いになってしまいますので、1次基準で、やっぱり自分のうちはこのくらいかなというような、納得いくような答えを出してやらないと内部調査多くなってしまいますので、その辺十分気をつけて施行していただくようにお願いしていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

渡辺健康福祉班長。

○健康福祉班長（渡辺清治君） 先ほどは大変失礼しました。パトランプの件だったのですが、地域支え合い体制づくり事業というふうなことで、3月の補正に計上してございます。仮設住宅等支援事業補助金というふうなことで、総額で2,479万5,000円の補助金の枠で幾つかのメニューがございまして、その中に一応パトランプ回転灯設置分というふうなことで計上させていただいている。金額は、先ほど宮本議員から言われた25万9,000円と、端数がつくのですが、10分の10の県の事業というふうなことで3月補正に計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

所管事務の調査ではありませんので、事務局もその辺はご理解して答弁してください。

6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 20ページに、放れ畜対策ということで、先ほどもお昼休みのときに産業課長にはちょっとお聞きしたのですが、100頭を超える豚がいて、大体100頭は処分したというのだけれども、あとどのくらいこれ処分にかかるのかわかりませんが、今イノブタと和牛については、富岡の住民がこれを立てていた人たちに住民訴訟を起こしたいというようなことを言っている人がいるのです。だから、これもう少し焦って、ちんとけがしないまでにも進めてもらいたいと思うのだけれども、今後の見通しというか、今後の見通し、牛全部これ安楽死させる前に、課長退職になってしまったら大変だなと思って考えているのだけれども、その辺もあわせて聞かせてください。

○議長（猪狩利衛君） 雇用対策班班長、小坂和弘君。

○産業振興班長（小坂和弘君） 前段の残り豚、残りの豚の放れ豚の数でございますが、こちらは正直申しまして、どのぐらいいるかというのはつかめません。といいますのは、そもそも放れた豚の数がつかめていません。これは、なぜかと申しますと、豚を飼っていた方は富岡町内では一つの会社、プリマファーム太平洋ブリーディングさんだけで、あとは飼っていた方いらっしゃいません。お話を聞きました

ら、いわゆる会社としては全然放した記憶がないということでございます。では、だれが放したのだということになってきますと、どうも愛護団体ではないのかというようなお話を私のほうでは受けています。当の飼われていた太平洋ブリーディングさんは、どのぐらい放れていたかわからないというような状況になっています。それでも2カ所、小良ヶ浜地区に2カ所の豚専用の囲い込みをつくりまして、100頭は処分しました。すべて太平洋ブリーディングさんの敷地の中に埋めさせていただいています。四、五日前ですか、町内の消防団の方からも聞いたのですが、何か6号線から上に既にもう来ているというような話、私も聞きました。写真でも確認はさせていただきましたので、こちらについては県のほうで取り組んでいただいています。町は牛のほうを専門にというようなことで手分けをしてやっています。

さらには、イノブタですね、これにも非常に困っています、これも町内で飼われていた方1人おりまして、この数は二十数頭というようなことで数はわかっているのですが、ただあれから1年近くなりまして、現在どのぐらいの数がいるのかと、恐らく3倍の数がいるのではないかというようなお話は、我々のほうでも飼われていた方から聞いています。ですから、このイノブタにつきましても、おり2カ所、全部で4カ所ですか、4カ所ぐらいつくる計画していますが、2カ所は大体候補地決まりまして、用地も貸していただくように了解いただきました。今いませんが、取り組んでいます。豚と同じ手法です。いわゆる囲い込みをつくって、そこで囲い込んだ順番から殺処分をするということですので、こちらもまたこういう機会がございましたら、処分した数なんかはご報告させていただきたいと思いますが、ですから現在きょう時点で、議員の皆さんに処分した数のお示しできるのは、豚が100頭、あとは牛が20頭でございます。

牛は、まだ囲い込みの中に、実際に囲い込んだ牛はおりますが、これは日本獣医学院ですか、大学の先生がぜひとも放射性物質の体内の除染といいますか、除去をメインにした研究をさせてくれというようなお話がございまして、こちらのほうに70頭ほど囲い込んだ牛を試験的に実験用として確保してございます。ですから、これはそちらのほうの実験としての一つの対策というような形での牛の活用をさせていただいています。まだまだ残り、もしかすると震災前の数からいきますと、残り

200以上まだいるのかなと思っています。震災前に亡くなったといいますか、畜舎の中で亡くなった牛、さらには放れてから、放れ畜になってから亡くなった牛、こういう牛もおりまして、これまで全部で合計しますと、震災前にいた牛の数が505頭、親牛と子牛合わせておりまして、これは町のほうでつかんでいるデータ、数字でございます。このうち各個人の畜舎でもう亡くなってしまったと、死んでしまったという牛が149頭おります。あと避難して、いわゆる放れ畜になってから亡くなった牛が15頭、これは交通事故もございました。こういう牛も合わせると15頭既にもう164頭の牛は死んでいます。今回、これにプラス20頭を殺処分しましたので、184頭ですか、の牛は死んでいますので、残り500からいきますと、まだ200以上ぐらいの牛はいるのかなということですので、とにかく各個人の畜舎、これも活用させていただいて、えづけをしていますので、捕まえ次第殺処分に持っていくというようなことで対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（猪狩利衛君） 6番、宮本皓一君。

○6番（宮本皓一君） 余りにも遅過ぎるのですよ。私ら、この家畜何とかしてくれと言ったのは、6月定例議会に言いましたよ。そのときに捕まえて、囲い込みの枠つくって、そこに入れて安楽死させるのだというようなことを言ってから、これどのくらいになりましたか、半年なんかできかないのですよ。そういう状況で、確かにやっている方一生懸命やっているのかもしれないけれども、その一生懸命やったというのは、結果が認めるのだから、結果があらわれないで一生懸命やっていますと言ったって、なかなか認めてもらえないと思うのだ。そういう意味では、まだ320頭もいるのだから、これ早急に、殺処分ということについては県で対応するのだろうから、その辺を強く、早急に、何でもかんでも国も対応が遅いと言われて怒っているけれども、町もこの部分では一番対応が遅い。だから、その辺をもう少し機敏にできるような対策をとってください。

○議長（猪狩利衛君） 要望ですか。

小坂課長。

○産業振興班長（小坂和弘君） 大分厳しいご指摘でございますが、確かに議員言

われるとおり、昨年の6月ですか、こういった放れ畜の対応というようなことでお話あったのは、私も記憶はしてございます。その後ですか、各農家の方を集めまして、いろいろ話し合い、さらにはその後に農家の方を集めて、今度は実際に対応する人で、人的労力のお手伝いの話もさせていただきましたが、今議員言われるよう、裁判というような話出ましたが、農家の方の中には、これ私もがっかりしたのですが、ちょっとピント外れている方いらっしゃいます、正直言って。というのは自分の飼われていた牛を、あなたの敷地に埋めさせてくださいと言ったときに、何を言っているのだと、どっかさ持っていけと、そういう方がいらっしゃいます。私も何人かそういう方とちょっとやり合ったことがあります、でも何とか説得して、その方の敷地には埋めさせていただきました。ですから、これ対応するのには、やっぱり長い時間とあと人手がかかります。今は、一切町の予算を使わないで、というのはボランティアで、労務費は協力していただいている。そういう観点から、とにかく自然に放れた牛と人間の対決みたいな形に今なっていますので、とにかくこれから対応をしっかりやっていきたいとは思いますが、もうちょっとまた時間がかかるかもわかりませんので、ひとつその辺はご理解をいただきたいと思います。とにかく頑張って、何とか少しでも囲い込みをして殺処分に持っていくという形にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○6番（宮本皓一君） よろしくお願ひします。

○議長（猪狩利衛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（猪狩利衛君） 9番さん、ありませんか。

○9番（堀川一也君） ありません。

○議長（猪狩利衛君） なければ、以上をもちましてきょうの全員協議会は閉じます。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後 2時46分)